

令和6年三重県議会定例会 教育警察常任委員会

I 議案補充説明

- 1 議案第23号 「三重県立中学校条例案」 1
- 2 議案第39号 「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」 3
- 3 議案第40号 「三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案」 5

II 所管事項説明

- 1 「三重県教育ビジョン（仮称）」最終案について 7
- 2 県立高等学校の活性化について 18
- 3 県立高等学校生徒募集定員の策定について 22
- 4 「三重県立学校施設長寿命化計画」改定に係る最終案及び「第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画」最終案について 29
- 5 教員不足等への対応について 30
- 6 「県立高等学校入学者選抜」再募集における応募資格について 36
- 7 「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校（仮称）設置基本方針」最終案について 39
- 8 「三重県人権教育基本方針」改定に係る最終案について 43
- 9 能登半島地震支援に関する三重県災害時学校支援チームの派遣について 45
- 10 審議会等の審議状況について 49

別冊1 三重県教育ビジョン（仮称）最終案

別冊2 三重県教育ビジョン（仮称）最終案新旧対照表（案）

別冊3 三重県立学校施設長寿命化計画（改定に係る最終案）

別冊4 三重県立学校施設長寿命化実施計画 第Ⅱ期（最終案）

別冊5 三重県立みえ四葉ヶ咲中学校（仮称）設置基本方針（最終案）

別冊6 三重県人権教育基本方針 第3次改定 最終案

令和6年3月8日

教育委員会

I 議案補充説明

議案第23号

「三重県立中学校条例案」

1 制定理由

学校教育法第2条の規定に基づき、新たに三重県立夜間中学を設置するにあたり、必要な事項を定めるものです。

2 制定内容

名称および位置、規則への委任等について規定します。

設置の概要および校名選定の経緯等については次頁のとおりです。

3 施行期日

令和7年4月1日

(ただし、この条例に基づき設置される学校への入学に係る必要な手続き等の規定は、公布の日から施行します。)

県立夜間中学について

1 設置の概要

さまざまな理由により、義務教育を十分に受けられなかった方の教育機会の確保を図るため、三重県立夜間中学を令和7年4月1日に設置します。

(設置場所)

津市柳山津興（三重県立みえ夢学園高等学校に同じ）

2 校名について

(1) 選定した校名

三重県立 ^{よつばがさき} みえ四葉ヶ咲 中学校

<校名に込められた思いや願い>

「四葉の1枚1枚には、それぞれ願いが込められており、まだ芽吹いたばかりの生徒たちが卒業する頃には、素敵な四葉が心の中に咲いてほしい」という思いが込められている。

※応募者の記載をもとにしています。

<選定理由>

校名とそこに込められた思いや願いが、県立夜間中学の基本構想案「一人ひとりの願い（〇〇たい）が芽生える 伸びる 広がる 学校」をより体現しているものである。また、四葉が咲くことが、多様な生徒が学び、それぞれの花を咲かせることをイメージさせ、未来に向かう希望を感じられる。

(2) 校名選定の経緯

ア 令和7年4月開校予定の県立夜間中学について、広く県民の皆様にご存知の件といたしまして、関心を高めていただくため、令和5年9月21日から10月31日まで校名を公募し、347件312種類の応募がありました。

イ 応募のあった校名から、夜間中学設置検討委員会委員の意見をふまえ、教育委員会事務局で10案を選定しました。

ウ 令和5年11月21日から12月8日までの期間、県内の公立中学校の生徒や教職員のほか、県立みえ夢学園高等学校の生徒や教職員等を対象として投票を実施しました。

エ 公立中学校の生徒等による投票結果をふまえ、教育委員会事務局で校名候補として「まなみえ」「みえ明日葉」「みえ四葉ヶ咲」の3案を選定しました。

オ 令和6年1月23日の教育委員会定例会において、校名候補3案から、「みえ四葉ヶ咲」を選定しました。

議案第39号

「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

令和6年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものです。

2 令和6年度の児童生徒数および学級数（予算時の見込数）

令和5年度に比べ、児童生徒数約3,225人の減、学級数3学級の減となる見込みです。

① 児童生徒数 (人)

	令和5年度	令和6年度	増減
小学校	85,702	83,295	△2,407
中学校	44,742	44,220	△522
高等学校（収容定員）	35,360	35,040	△320
特別支援学校	1,878	1,902	24
計	167,682	164,457	△3,225

② 学級数 (学級)

		令和5年度	令和6年度	増減
小学校	普通学級	3,191	3,176	△15
	特別支援学級	925	950	25
中学校	普通学級	1,289	1,276	△13
	特別支援学級	395	405	10
高等学校		883	875	△8
特別支援学校		494	492	△2
計		7,177	7,174	△3

3 教職員定数（条例定数）の内訳

教職員の定数は、国で定める定数（法定数）と県単独措置による定数（県単定数）からなっています。

法定数については、令和5年度に比べ、小学校では5年生の学級編制標準の変更に伴う学級増および特別支援学級は増加したものの、全体的には児童数の減少による普通学級数減により26人の減、中学校では特別支援学級は増加したものの、全体的には生徒数の減少による普通学級数の減により4人の減となりました。高等学校では生徒数の減少により、25人の減、特別支援学校では生徒数は増加したものの、学級編制による学級数の減少により9人の減となりました。県全体では64人の減となります。

また、県単定数については、令和5年度に比べ、小中学校においては、外部人材の増加にともない小学校で3減となります。県立学校においては、高等学校では1減、特別支援学校は事務職員の自然減により5人の減となります。県全体では6人の減となります。

以上のことから、令和6年度の本県の教職員の定数は、令和5年度に比べ、73人の減で、合計14,862人となります。

〔教職員定数（条例定数）の内訳〕

	令和5年度			令和6年度			増 減		
	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数
小学校	6,690	56	6,746	6,664	53	6,717	△26	△3	△29
中学校	3,642	62	3,704	3,638	62	3,700	△4	±0	△4
高等学校	3,054	123	3,177	3,029	122	3,151	△25	△1	△26
特別支援学校	1,264	44	1,308	1,255	39	1,294	△9	△5	△14
合 計	14,650	285	14,935	14,586	276	14,862	△64	△9	△73

4 施行期日

令和6年4月1日

議案第40号

「三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

県立高等学校の配置および規模の適正化を図るため、新たに熊野市および南牟婁郡御浜町に高等学校を設置するものです。

2 改正内容

三重県立熊野青藍高等学校に係る規定を加えます。
設置の概要および校名選定の経緯等については次頁のとおりです。

3 施行期日

令和7年4月1日

(ただし、この条例に基づき設置される学校への入学に係る必要な手続き等の規定は、公布の日から施行します。)

紀南地域に設置する高等学校について

1 設置の概要

木本高等学校と紀南高等学校を統合し、新たに校舎制の高等学校を令和7年4月1日に設置します。

校舎名	位 置	設置課程
木本校舎	熊野市木本町 1101-4 (現行の三重県立木本高等学校に同じ)	全日制 定時制
紀南校舎	南牟婁郡御浜町阿田和 1960 (現行の三重県立紀南高等学校に同じ)	全日制

2 校名について

(1) 選定した校名

三重県立 ^{くまのせいらん} 熊野青藍 高等学校

<応募理由>

「青は藍より出でて藍より青し」のように、青い海に面した学び舎で、輝く「青春」を送り、故郷の誇りである熊野の海よりも広く大きな心を持つ「青年」に成長してほしいという願いを込めた。 ※応募者の記載をもとにしています

<選定理由>

歴史ある「熊野」の地名に加え、「青藍」は紀南地域の青い海や青い空をイメージさせ、鮮烈な印象を与えてくれる。また、「青は藍より出でて藍より青し」は、弟子が師をこえて成長していくことを表しており、新校への思いや願いが感じられ、生徒が誇りを持つことができる校名としてふさわしい。

(2) 校名選定の経緯

ア 令和5年9月21日に第1回紀南地域新高等学校校名選定委員会(山田康彦委員長他16名、以下「校名選定委員会」という)を開催し、校名の募集要項を策定しました。また、こども基本法の趣旨をふまえ、子どもの意見を聴取するため、紀南地域の児童生徒による投票を実施することとしました。

イ 10月7日から11月2日まで校名を公募し、728件362種類の応募がありました。

ウ 11月13日に第2回校名選定委員会を開催し、応募のあった校名案から児童生徒による投票のための校名候補11案を選定しました。

エ 11月27日から12月1日までの期間に児童生徒による投票を実施したうえで、12月18日に第3回校名選定委員会を開催し、教育委員会に提案する校名候補として「熊野」「熊野青藍」「七里御浜」の3案を選定しました。

オ 令和6年1月23日の教育委員会定例会において、校名選定委員会より提案された校名候補3案から、「熊野青藍」を選定しました。

1 「三重県教育ビジョン（仮称）」最終案について

現行の三重県教育ビジョンの計画期間が令和5年度末で終了することから、次期の「三重県教育ビジョン（仮称）」について、中間案（修正版）に係る県議会や三重県教育改革推進会議での審議等をふまえ、別冊1のとおり最終案を取りまとめました。

1 県議会の意見への対応について

令和5年12月14日の教育警察常任委員会で中間案（修正版）に対していただいた意見とその対応状況は、次のとおりです。

No.	施策名等	意見	対応
1	全体	意欲や関心など主観的な指標については、子どもたちの回答の基準があいまいである。施策の進捗状況等を評価するにあたっては、こうしたことを十分に考慮して適切に行う必要があるのではないか。また、目標値の達成状況だけでなく、具体的な取組内容を併せて確認することが重要ではないか。	各施策のKPIについては、子どもたちの主観による指標や、客観的に把握できる指標を組み合わせ設定しています。 文部科学省の全国学力・学習状況調査によると、子どもたちの意欲等に関する設問と学力に関する設問との間に相関が見られるという分析結果もあり、主観的な指標と客観的な指標を用いることで、施策の進捗をより適切に把握できると考えています。 また、指標のみをもって目標の達成状況に係る全ての要因を評価することは困難であることに留意し、当該指標の推移に加え、関連する情報を含め、教育施策の成果と課題を分析し、その改善を図ります。
2	健康教育・食育の推進 (71、73頁)	食料安全保障上のリスクが懸念される中、子どもたちが食料自給率や食料自給力など日本の食料事情への理解を深める上でも、食育を推進することが重要ではないか。	現状と課題として、持続可能な食を支えることができるよう食育の推進が求められることについて記述しました。 また、主な取組内容として、食育の取組を進めていく中で、食を支える環境の持続に資する取組を推進することについて記述しました。

No.	施策名等	意見	対応
3	不登校の状況にある児童生徒への支援 (118頁)	不登校児童生徒への支援にあたっては、教室とは別の居場所づくりなど、柔軟な取組が必要ではないか。	子どもたちが安全に安心して過ごせるさまざまな居場所が必要であることをふまえ、文言を修正しました。 なお、学校に登校できない児童生徒には教育支援センターを活用した学習支援等を行うとともに、児童生徒の状況により、フリースクールなどの民間施設やNPO等との連携が必要となった場合にあっては、関係機関と連携して児童生徒の心身の健康状況・学習状況等を把握し、必要な支援を行います。

2 中間案（修正版）から最終案への主な変更点

中間案（修正版）から最終案への主な変更点は次のとおりです。

また、中間案（修正版）と最終案の新旧対照表は別冊2、最終案の施策のKPIは別紙1のとおりです。

No.	施策名等	頁	変更内容	備考
1	健康教育・食育の推進	71, 73	持続可能な食を支えることができるよう食育の推進が求められることと、食を支える環境の持続に資する取組に関する記述の追加	県議会意見2 新旧対照表 118, 119
2	学びのセーフティネットの構築・学びの継続	133	「ヤングケアラー支援ハンドブック」の活用に関する記述の追加	新旧対照表 216 ※教育改革推進会議意見
3	教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進	136	教職の魅力として、子どもたちの人生に影響を与えて成長を実感できる喜びを感じられることなどがあるという記述の追加	新旧対照表 224 ※教育改革推進会議意見

No.	施策名等	頁	変更内容	備考
4	学校における働き方改革の推進	141	学校・教職員が担う業務の明確化・適正化を通じた、教職員の在校等時間の削減に関する記述の追加	新旧対照表 233 ※教育改革推進会議意見
5	学校における働き方改革の推進	142	総勤務時間に関する教職員の満足度の現状値が更新されたことに伴う目標値の修正	新旧対照表 237
6	I C Tを活用した教育の推進	143, 144	教育データの利活用に関する記述の追加	新旧対照表 238, 241 ※教育改革推進会議意見
7	学校施設の整備	155	「第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画」を反映した目標値に修正	新旧対照表 272

3 今後の予定

令和6年3月22日の教育委員会定例会の議決をもって確定します。

また、本冊・リーフレットの配付や県ホームページへの掲載などにより、関係者への周知を図ります。

(1) 本冊

市町等教育委員会、国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、関係機関等に配付します。

(2) リーフレット

公立学校に通う全ての子どもの保護者に配付します。また、学校運営協議会や学校関係者評価委員会など地域住民や学校関係者が集まる会議等で活用します。

※外国語版（ポルトガル語、タガログ語、スペイン語、中国語、ビザイヤ語、英語）も配付します。

「三重県教育ビジョン（仮称）」最終案の施策のKPI

基本施策 1		未来の礎となる力の育成					
施策名	項目	項目の説明	選定理由	現状値 (R5)	目標値 (R9)	令和9年度の 目標値の設定理由	
(1)	一人ひとりの自己肯定感につながる教育の推進	普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある子どもたちの割合	「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）	ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることから、子どもたちの生活の場である家庭や学校など、普段の生活の中で幸せな気持ちになることがある子どもたちの割合を選定しました。	小学生 90.1% 中学生 87.9%	小学生 91.0% 中学生 90.0%	現状値が全国平均と比較して小学生は低く、中学生は高くなっている状況をふまえて、小学生は全国平均、中学生は90%を目標として設定しました。
		自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合	「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）	自己肯定感の意欲を高め、子どもたちが自信をもって成長するための原動力となることから、自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合を選定しました。	小学生 81.9% 中学生 80.9%	小学生 84.0% 中学生 82.0%	現状値が全国平均と比較して小学生はやや低く、中学生はやや高くなっている状況をふまえて、小学生は全国平均（令和5年度83.5%）を上回るよう、中学生は現時点の数値を上回ることを目標として設定しました。
(2)	確かな学力の育成	「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもの学力の伸び	「全国学力・学習状況調査」において文部科学省が示す正答数分布の4階層（ABCD層）におけるAB層の公立小中学生の割合（全国を100とした場合の本県の値）（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）	子どもたち一人ひとりに学習指導要領で求められる確かな学力を育み、子どもたち全体の学力を伸ばすことが大切と考え選定しました。	小学生 97.1 中学生 98.4	小学生 101.0 中学生 102.0	全国学力・学習状況調査において、AB層の子どもの割合が全国平均より低いことから、全ての子どもたちの学力を向上させることで、全国の割合を100とした本県の値を毎年度1ポイントずつ伸ばしていくことを目標として設定しました。
		授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う子どもたちの割合	「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）	確かな学力の定着には、授業において、課題解決に向けて主体的に学習に取り組むことが大切であることから選定しました。	小学生 79.1% 中学生 81.6%	小学生 82.4% 中学生 87.4%	中期的には増加傾向にあり、現状値は全国平均と比較して小学生は同程度、中学生はやや高くなっています。今後も、増加傾向を継続させていくことをめざし、令和9年度に小学生で3.3ポイント、中学生で5.8ポイント増加することを目標として設定しました。
(3)	幼児教育の推進	幼保小接続に関する研修等を実施した市町の数	「幼保小接続に関する研修等を実施しましたか」という質問に対して、「実施済み」と回答した市町の数（三重県教育委員会調べ）	幼稚園・保育所等、小学校を所管している市町が主体となって研修等を実施することが、円滑な幼保小接続に資することから選定しました。	23市町	29市町	令和5年度の実績値から毎年度1～2市町ずつ増加し、令和9年度には全ての市町において幼保小の円滑な接続を図るための取組を実施することを目標として設定しました。
(4)	人権教育の推進	学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたと感じるようになった子どもたちの割合	県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「そう思った」、「やや思った」と回答した生徒の割合（三重県教育委員会調べ）	自他の人権を守るための実践行動力を育成することが人権教育の目的であり、行動に向かう意欲や態度を育むことが必要であることから選定しました。	94.1%	100%	自他の人権を守ろうとする意欲や態度を全ての子どもたちが身に付けられるように取り組むことを目標として設定しました。

施策名	項目	項目の説明	選定理由	現状値 (R5)	目標値 (R9)	令和9年度の 目標値の設定理由
(5)	道徳教育の推進	「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）	道徳教育は子どもたちがよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことをめざし、道徳的な課題について子どもたち一人ひとりが自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」を実現することが大切であると考えたことから選定しました。	小学生 82.1% 中学生 87.3%	小学生 87.0% 中学生 90.0%	現状値は、小学生では全国平均より低く、中学生では高くなっています。公立小中学校で道徳科授業を充実し、令和5年度の全国平均（小83.6%、中86.3%）を小中学生とも3ポイント程度上回ることをめざし、小学生では毎年度約1.2ポイントずつ増加し、令和9年度には小学生87%、中学生90%の達成を目標として設定しました。
	読書活動・文化芸術活動の推進	「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書を読みますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）	豊かな心の育成につなげるため、読書活動の推進を行うことで読書に親しむ子どもたちが増えることが重要であることから選定しました。	小学生 57.2% 中学生 44.7%	小学生 60.0% 中学生 49.4%	子どもたちの読書習慣が、公立小中学生ともに全国平均に達していないため、全国平均値に達することを目標として設定しました。
(6)	高等学校の文化部活動で外部の専門家が実技指導等を実施した回数	県立高等学校の文化部活動において、外部の専門家が実技指導等を実施した回数（三重県教育委員会調べ）	県立高等学校の文化部活動において、外部の専門家による実技指導等の充実が大切であることから選定しました。	2,893回 (R4)	3,325回	令和9年度までに、学校部活動振興事業において配当されている時間数を達成することができる実技指導の回数を目標として設定しました。
	健康教育・食育の推進	年間を通じて、給食後の歯みがき指導またはフッ化物洗口を実施している公立小学校および県立特別支援学校（小学部）の割合（三重県教育委員会調べ）	歯と口の健康づくりは、生涯にわたり健康で充実した生活を送るための基礎として重要であり、子どもたち一人あたりの平均むし歯指数が、全国平均と比べて高い状況が続いていることから選定しました。	40.2% (R4)	100%	全ての公立小学校および県立特別支援学校（小学部）が、むし歯予防に努め、給食後の歯みがき指導またはフッ化物洗口に取り組むことを目標として設定しました。
(7)	朝食を食べている子どもたちの割合	「朝食を毎日食べていますか」という質問に対して、「している」、「どちらかといえば、している」と回答した公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）	子どもたちが望ましい食習慣を身につけ、楽しい雰囲気ですることは、生涯をとおして健康的な生活のリズムを形成するための基礎となり、朝食を欠食する子どもたちが毎日摂取することが重要であることから選定しました。	小学生 93.6% 中学生 91.5%	小学生 95.1% 中学生 93.1%	朝食を欠食する子どもたちが、摂取できるように、食育や朝食メニューコンクール、保護者への啓発等の取組をとおして、全国上位の割合に達することを目標として設定しました。
	運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合	「学校の体育・保健体育の授業以外で、運動（体を動かす遊びを含む。）やスポーツを合計で1日おおよそどれくらいしていますか」という質問に対して、1週間の総運動時間が7時間以上と回答した公立小中学生の割合（スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）	体力の向上を図るには、日常生活で運動する習慣を身につけることが大切であることから選定しました。	小学生 37.8% 中学生 72.7%	小学生 45.3% 中学生 78.4%	近年、本県の子どもたちの運動時間が減少する傾向にある中、令和6年度には以前の水準にもどし、以降も同様の増加傾向を続けていくことを目標として設定しました。
(8)	運動部活動の地域連携・地域移行に取り組んでいる中学校の割合	運動部活動について、地域連携・休日の地域移行に取り組んでいる公立中学校の割合（三重県教育委員会調べ）	運動部活動改革を推進し、公立中学校において休日の運動部活動の地域連携・地域移行を進める必要があることから選定しました。	51.0%	100%	令和5年度から令和7年度までの改革推進期間において、段階的に地域連携・地域移行を推進し、全ての公立中学校が取り組んでいることを目標として設定しました。

基本施策2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

施策名	項目	項目の説明	選定理由	現状値 (R5)	目標値 (R9)	令和9年度の目標値の設定理由
(1) キャリア教育の推進	目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合	「目標の達成をめざして、学習や活動ができていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）	子どもたちが目標を定め、先を見通して行動できる力は、これからの社会において必要であることから選定しました。	小学生 90.2% 中学生 92.0% 高校生 71.0%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 85.1%	現状値は、小中学生で約9割の子どもたちが肯定的な回答をしていることから、100%を目標にしました。高校生はこれまでの増加傾向を継続させ、令和5年度と比べて令和9年度までに14.1ポイント高めることとして目標を設定しました。
	学校外の活動に自ら参加し、将来の進路を考えることにつなげている高校生の割合	地域・社会、企業、大学等が実施する取組や活動、インターンシップ等への参加を通じて、将来の進路について考えることにつなげている県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）	社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身につけるには、進路に関するさまざまな体験の機会に主体的に参加し、自らの進路について考えることが大切であることから選定しました。	82.8%	100%	在学中にインターンシップを経験した県立高校生の割合と、大学・短大等と連携した学習活動を実施した県立高等学校の割合を参考に、全ての高校生が、体験活動での経験を将来の進路を考えることにつなげていることを目標として設定しました。
(2) グローバル教育の推進	国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育む取組に参加した子どもたちの数	国際的視野を広げ、多様な価値観を理解したり、論理的・科学的思考力、探究心を育んだりするために県が実施する取組に参加した公立小中学生および県立高校生の数（三重県教育委員会調べ）	グローバル化が進展する中、子どもたちが多様な価値観を理解するとともに、論理的・科学的思考力、探究心を身につけることが大切であることから選定しました。	中学生 898人 高校生 245人	中学生 1,600人 高校生 320人	中学生は、公立中学校で各クラス1名が参加することを目標として設定しました。高校生は、参加者20名の講座を毎年度1講座ずつ増やし、参加生徒を増やすことを目標として設定しました。
	地域や社会をよくするために何かしてみたいと考える子どもたちの割合	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）	地域が持続的に発展していくためには、子どもたちが、地域への愛着・誇りを持ち、地域の課題解決に主体的に参加する経験を積むことが重要であることから選定しました。	小学生 77.9% 中学生 68.8%	小学生 80.0% 中学生 70.0%	現状値は、小中学生とも全国平均より高くなっています。今後も上昇傾向を続けることをめざし、小学生では毎年度約0.5ポイント、中学生では約0.3ポイントずつ増加し、令和9年度には小学生80%、中学生70%に達することを目標として設定しました。
(3) 新たな価値を創り出す力の育成	困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している高校生の割合	「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）	将来を予測することが難しい社会において、生徒が困難だと感じることにに対して前向きに挑戦することが社会の変化に対応する力として必要であることから選定しました。	76.0%	84.8%	これまでの増加傾向を継続させ、令和5年度と比べて、令和9年度までに8.8ポイント高めることとして目標を設定しました。
	実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習活動を行った高等学校の数	科学、技術、工学、リベラルアーツ・教養、数学等における見方・考え方を総合的・統合的に働かせて、問題を発見し、解決する教科横断的な学習活動を行った県立高等学校の数（三重県教育委員会調べ）	身近な地域や世界規模の課題を設定しその解決に向け深く考察し行動する探究活動や、多様な考え方を仲間との学びや個々の教科の学びを基礎とし教科横断的な学びを行うSTEAM教育、地域の産業や特色を題材にした地域課題解決型学習を推進する必要があることから選定しました。	38校	56校	これまでの増加傾向を継続させ、令和9年度までに全ての県立高等学校（全日制）で実施することを目標として設定しました。
(4) 主体的に社会を形成する力の育成	地域や社会をよくするために、社会の形成者として権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合	「社会の一員として権利を行使し、義務と責任を果たそうと考えていますか」、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）	18歳で成年を迎えることとなる高校生が、社会を構成する一員として権利を行使し、責任を果たすことの大切さを理解している必要があることから選定しました。	63.9%	82.1%	これまでの増加傾向を継続させ、令和5年度と比べて、令和9年度までに18.2ポイント高めることとして目標を設定しました。

基本施策3 特別支援教育の推進

施策名	項目	項目の説明	選定理由	現状値 (R5)	目標値 (R9)	令和9年度の 目標値の設定理由
(1) 一人ひとりに 応じた切れ目 のない教育の 推進	特別支援教育に関する高い専門性を生かした指導・支援を行った高等学校の割合	特別な支援を必要とする生徒が在籍する県立高等学校のうち、発達障がい支援員または特別支援学校のコーディネーター等による相談・支援を複数回活用し、指導・支援を行った学校の割合（三重県教育委員会調べ）	県立高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒が、安心して学校生活を送るためには、一人ひとりに応じた継続的な相談・支援が必要なことから選定しました。	82.5% (R4)	100%	全ての県立高等学校において、特別な支援を必要とする生徒に対して、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導や支援を行うことを目標に設定しました。
	通級による指導を担当する教職員に対する研修の受講者数	通級による指導を担当する教職員等の専門性の向上を図るために、大学と連携して、年に12回以上の研修を受講した教職員の数（累計）（三重県教育委員会調べ）	通常の学級に在籍する障がいのある子どもたちへの専門的な支援を実施するためには、通級による指導を担当する教員の専門性を高めることが必要であることから選定しました。	60人	180人	通級による指導を行う教室の設置状況をふまえ、毎年度30人ずつの教職員が研修を受講していくことを目標として設定しました。
(2) 特別支援学校における 自立と社会参画に向けた 教育の推進	特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率（就労継続支援A型事業所を除く。）（三重県教育委員会調べ）	障がいのある子どもの教育的ニーズを的確に把握し、早期からの一貫した指導・支援の充実を図り、一般企業への就職を希望する生徒の就職を実現することは、特別支援教育の成果をあらわすことになるものであることから選定しました。	100% (R4)	100%	一般企業への就職を希望している全ての生徒が、一般企業に就職することを目標として設定しました。
	特別支援学校における交流および共同学習の実施回数	県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流および共同学習を実施した回数（三重県教育委員会調べ）	県立特別支援学校と地域の小中学校、高等学校等との交流および共同学習は、子どもたちがお互いを理解し、共に助け合うことを学ぶ大切な機会であることから選定しました。	756回 (R4)	1,100回	コロナ禍により対面での活動が制限され、一度は実施回数が減少しましたが、オンラインを活用して実施することも可能になったことから、それぞれの県立特別支援学校で年間5～6回の増加、全体で100回程度の増加を目標として設定しました。

基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり

施策名	項目	項目の説明	選定理由	現状値 (R5)	目標値 (R9)	令和9年度の目標値の設定理由
(1) いじめや暴力をなくす取組の推進	いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合	「いじめについて見聞きしたとき、いじめをなくそうと自分にできることを考え行動しますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（三重県教育委員会調べ）	いじめをなくすためには、いじめ許さない心を育むことに加え、いじめを許さない行動力を育むことが重要であることから選定しました。	88.5%	100%	公立小中学校の全ての子どもたちがいじめをなくすために行動することを目標として設定しました。
	小中高等学校における暴力行為の発生件数	公立小中学校および県立高等学校における児童生徒1,000人あたりの暴力行為（対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊）の発生件数（三重県教育委員会調べ）。	子どもたちが将来にわたり、心豊かで安全・安心な社会をつくる担い手になれるよう、暴力行為を許さない心や行動ができる力を身につけることが重要であることから選定しました。	7.6件 (R4)	6.0件	暴力行為の1,000人当たりの発生件数が、令和9年度までに過去5年間の全国平均に達することを目標として設定しました。
(2) いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実	いじめや暴力の心配がなく、学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）	誰もが安心して学ぶためには、いじめや暴力の心配がなく、安全・安心を感じていることが大切であることから選定しました。	小学生 95.9% 中学生 97.7% 高校生 92.3%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 100%	全ての子どもたちが安心を感じていることを目標として設定しました。
(3) いじめに対する迅速・確実な対応の推進	いじめの認知件数に対して解消したものの割合	当該年度のいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件を満たすものの割合（三重県教育委員会調べ）	認知されたいじめの事案に関しては、組織的な対応により、解消を図ることが重要であることから選定しました。	92.1% (R4)	100%	いじめは子どもたちの命にも関わり、人格の形成に重大な影響を与えることから、認知されたいじめは、全て解消することを目標として設定しました。
	スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った学校の割合	学校におけるいじめの問題に対する日常の取組について、「スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った」と回答した公立小中学校および県立学校の割合（三重県教育委員会調べ）	学校内外の専門人材を活用して、教育相談体制の構築を進めることが大切であることから選定しました。	小学校 97.4% 中学校 96.0% 高等学校 95.5% (R4)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	全ての公立小中学校および県立学校で専門人材を積極的に活用して、教育相談体制の構築が進むことを目標として設定しました。
(4) いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実	いじめの問題について、教職員間で共通理解を図ったり、校内研修会を実施したりした学校の割合	学校におけるいじめの問題に対する日常の取組について、「職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った」または「いじめの問題に関する校内研修会を実施した」と回答した公立小中学校および県立学校の割合（三重県教育委員会調べ）	教職員がいじめの問題に適切に対応するためには、教職員の共通理解の下、組織的な対応が必要であることから選定しました。	100% (R4)	100%	全ての公立小中学校および県立学校でいじめ問題についての共通理解が図られ、組織としての対応が定着することを目標として設定しました。

基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進

施策名	項目	項目の説明	選定理由	現状値 (R5)	目標値 (R9)	令和9年度の目標値の設定理由
(1) 不登校の状況にある児童生徒への支援	学校内外で専門的な相談・指導を受けた不登校の子どもたちの割合	学校内のスクールカウンセラーや学校外の教育支援センター等による専門的な相談・指導を受けた公立小中学校および県立高等学校の不登校児童生徒の割合 (三重県教育委員会調べ)	不登校児童生徒の将来の社会的自立に向けて、心理等の専門人材や関係機関とのつながりを持つことが大切であることから選定しました。	小学生 70.9% 中学生 61.5% 高校生 49.9% (R4)	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%	不登校児童生徒のうち、長期にわたって欠席している児童生徒全員が、学校内外の機関等に専門的な相談等を受けた状態をめざして目標を設定しました。
	不登校を含む長期欠席者が40人を超える小中学校における「校内教育支援センター」の設置数	不登校を含む長期欠席者の数が1クラス規模(40人)を超える公立小中学校における「校内教育支援センター」の設置数(累計)(三重県教育委員会調べ)	不登校児童生徒の学習の遅れやそれに基づく不安の解消、学習や進学に関する意欲の回復のためには、校内教育支援センターの設置が大切であることから選定しました。	18校	53校	不登校を含む長期欠席者の数が1クラス規模を超える公立小中学校の全てに「校内支援センター」を設置できるように、今後の不登校児童生徒数の増加を見込みながら、目標値を設定しました。
(2) 外国につながる児童生徒の自立に向けた力の育成	日本語指導が必要な子どもたちに対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合	日本語を用いた授業を受けられるようになることをめざし、児童生徒の日本語習得の状況に応じた教育を計画的に行っている公立小中学校および県立高等学校の割合 (三重県教育委員会調べ)	日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々の日本語習得の状況に応じた教育を計画的に受けられるよう、授業づくりや時間の設定をすることが必要であることから選定しました。	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 68.8%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	全ての公立小中学校および県立高等学校で日本語習得の状況に応じた教育が計画的に行われることを目標として設定しました。
(3) 防災教育・防災対策の推進	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	家庭や自主防災組織、自治会等と連携した防災訓練などの取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合 (三重県教育委員会調べ)	災害時に子どもたちの命を守るためには、子どもたちの防災意識を高めるとともに、日頃から家庭や地域と連携した取組が必要であることから選定しました。	83.6% (R4)	100%	全ての公立小中学校および県立学校で、毎年度取組が実施されることを目標として設定しました。
(4) 子どもたちの安全・安心の確保	通学路の安全対策が実施された箇所の割合	「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路安全点検により把握した、学校および教育委員会が安全対策を行うべき箇所のうち、対策済みの箇所の割合 (三重県教育委員会調べ)	登下校時における子どもたちの安全を確保するためには、通学路の安全対策を行うことが重要であることから選定しました。	97.0% (R4)	100%	通学路の安全対策を行うべき全ての箇所について、速やかに対策が実施されることを目標として設定しました。
	子どもが加害者となった交通事故の件数	公立小中学生および県立高校生が当事者となった交通事故のうち、加害事故の件数(県立高校生は自損の件数を含む。)(三重県教育委員会調べ)	子どもたちが危機を予測し回避する能力を高め、事故を起こさない行動ができる力を身につけることが重要であることから選定しました。	小中学生 49件 高校生 140件 (R4)	小中学生 0件 高校生 0件	交通安全教育の推進により、子どもたちが、主体的に判断し行動ができる力を身につけ、加害者となった事故がない状態を目標として設定しました。
(5) 学びのセーフティネットの構築・学びの継続	子どもの居場所数	子ども食堂や学習支援の場など、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数(三重県子ども・福祉部、三重県教育委員会調べ)	子どもの居場所は、食事の提供や学習支援、体験機会の提供、悩みを抱える子どもや保護者への相談支援、行政等と連携した円滑な対応など、さまざまな役割を担っており、子どもの豊かな育ちの実現につながるから選定しました。	232	408	県内の公立小学校数や学習支援の実施状況等をふまえ、地域の実情に応じた子どもの居場所づくりが広がることを目標として設定しました。
	中途退学した高校生の割合	県立高等学校(全日制・定時制・通信制)に入学した生徒のうち、「学業不振」、「学校生活・学業不適応」、「経済的理由」を理由として中途退学した生徒の割合(三重県教育委員会調べ)	高校生が教育活動を通じて豊かに成長し、できるだけ退学に至らないようにすることが大切であることから選定しました。	0.40% (R4)	0.32%	「学業不振」、「学校生活・学業不適応」、「経済的理由」を理由とする中途退学率の全国上位の割合を参考に、令和9年度までに毎年度0.02ポイントずつ減少することを目標として設定しました。

基本施策 6 教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進

施策名	項目	項目の説明	選定理由	現状値 (R5)	目標値 (R9)	令和9年度の目標値の設定理由
(1) 教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進	研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合	「研修とその後の教育実践により自らのライフステージに応じた資質・能力を高めることができましたか」という質問に対して、「できた」と回答した教職員の割合（三重県教育委員会調べ）	経験年数や職種に応じた法定・必修研修を実施し、教職員が授業に生かして実践することで、資質・能力の向上を図ることが重要であることから選定しました。	51.2% (R4)	62.0%	経験年数や職種に応じて教職員の資質・能力の向上を図る必要があることから、令和4年度の実績値から毎年度2.0ポイントずつ増加することを目標として設定しました。
	リーダーシップを発揮して、課題の改善に向け学校マネジメントの取組をより効果的に進めている学校の割合	「研修の成果や自身の経験を反映させ、課題の改善に向け組織的に取り組むことができましたか」という質問に対して、最も肯定的な選択肢である「取り組んでいる」と回答した公立小中学校および県立学校の割合（三重県教育委員会調べ）	学校や学級の抱える課題の改善を組織的に進めるためには、組織マネジメント力を高め、組織運営体制を強化することが重要であることから選定しました。	小学校 44.6% 中学校 47.7% 県立学校 36.3% (R4)	小学校 50.0% 中学校 53.0% 県立学校 42.0%	学校を取り巻く課題の改善に向け、組織マネジメント力を高め、組織運営体制を強化する必要があることから、令和4年度の実績値から毎年度1.0ポイントずつ増加することを目標として設定しました。
	コンプライアンスの徹底に取り組んだ所属・公立学校の割合	組織マネジメントシート（教育委員会事務局）、学校マネジメントシートまたは行動計画（県立学校）、学校経営の改革方針等（小中学校等）において掲げたコンプライアンスに係る目標について、年度末時点で「達成済み」となった所属・公立学校の割合（三重県教育委員会調べ）	教職員の不祥事を防止していくためには、所属長・学校長のリーダーシップのもとで所属・学校単位でのコンプライアンスの徹底に向けた取組を実施していくことが基本であることから選定しました。	100% (R4)	100%	全ての所属・学校においてコンプライアンスの徹底が図られることが必要であることから、毎年度100%を目標として設定しました。
(2) 学校における働き方改革の推進	総勤務時間に関する教職員の満足度	教職員満足度調査（公立小中学校および県立学校対象）における「総勤務時間」の項目の満足度（5点満点）（三重県教育委員会調べ）	教職員満足度調査は、教職員の満足度や意欲・問題意識等を把握するものであり、「現在の総勤務時間は適切か」の設問に対する満足度は、学校における働き方改革の成果をより的確に反映していることから選定しました。	2.39	2.73	令和5年度の結果をもとに、4段階の回答のうち「D（そう思わない）」の回答者を0人とすることを目標として設定しました。
(3) ICTを活用した教育の推進	学習の中でICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う子どもたちの割合	「学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思うか」という質問に対して、最も肯定的な選択肢である「役に立つと思う」と回答した公立小中学校の児童生徒の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）	1人1台端末環境の下で、子どもたちが既存のICTを十分に活用するとともに、将来のICTの変化・進化にも適応する力を身につけることが大切であることから選定しました。	小学生 68.4% 中学生 61.4%	小学生 72.5% 中学生 65.5%	小中学生とも、令和5年度調査の全国上位の結果を参考に、毎年度1.0ポイント程度増加するよう目標を設定しました。
	1人1台端末を効果的に活用して指導できる教職員の割合	子どもたちがICTを活用して、互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように指導する能力に関する問いに対して、肯定的に回答した教職員の割合（文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」）	1人1台端末環境の下で、子どもたちが既存のICTを十分に活用するとともに、将来のICTの変化・進化にも適応する力を身につけるため、教職員のICT活用指導力の向上を図ることが重要であることから選定しました。	83.6%	100%	全ての教職員がICTを効果的に活用して指導できる能力を身につけることを目標として設定しました。

施策名	項目	項目の説明	選定理由	現状値 (R5)	目標値 (R9)	令和9年度の 目標値の設定理由	
(4)	地域とともにある学校づくり	地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合 (三重県教育委員会調べ)	地域住民等の参画による学習支援に取り組んでいる公立小中学校の割合 (三重県教育委員会調べ)	コミュニティ・スクールをはじめ、学校と地域が連携や協働をして、子どもたちの育ちと学びを支えることが重要であることから選定しました。	小学校 81.2% 中学校 64.2%	小学校 100% 中学校 100%	全ての公立小中学校が地域と連携や協働をしていることを目標として設定しました。
(5)	学校の特色化・魅力化	授業で主体的に学習に取り組んでいる高校生の割合	「授業では、話し合う活動などをとおして、自分で考え、自分から取り組んでいると思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合 (三重県教育委員会調べ)	学校段階間の接続の推進と県立高等学校の特色化・魅力化により、生徒の多様な能力・適性、興味関心等に応じた学びが実現され、生徒の学習意欲の喚起につながることを大切であることから選定しました。	81.8%	86.5%	これまでの増加傾向を継続させ、令和9年度までに5.0ポイント高めることを目標として設定しました。
(6)	学校施設の設備	学校施設の長寿命化計画に係る長寿命化改修に着手した建物数	「三重県立学校施設長寿命化実施計画」において計画している長寿命化改修に着手した建物の数 (累計) (三重県教育委員会調べ)	建物の老朽化対策やトイレ等の設備の改修は長寿命化計画に基づき取組を進めますが、改修の工期は改修内容により一律ではなく、複数年にわたるものもあることから、計画の進捗状況を端的に把握するため、着手した建物数を選定しました。	41棟	78棟	これまでの実績値に、「第二期三重県立学校施設長寿命化実施計画」において計画している長寿命化改修工事の建物の数(37棟)を加えたものを累計の目標値として設定しました。
(7)	家庭での学びの応援	家庭での学びを提供するホームページ「みっぶる広場」に掲載したコラム数	家庭での学びを提供するホームページ「みっぶる広場」に掲載した、子育ての参考となるコラム数 (累計) (三重県子ども・福祉部調べ)	地域のつながりの希薄化や少子化の進行など子育て家庭をめぐる環境が変化するとともに、家族の多様化や共働き家庭の増加等により、保護者が身近な人から子育てを学ぶ機会や子育て中の保護者同士がつながる機会が減少しています。このため、子育てや家庭での教育に不安や悩みを持つ保護者の増加が懸念され、ホームページを通じ、より多くの保護者に情報を提供する必要がありますことから選定しました。	76 (R4)	210	これまでの増加傾向をふまえて、毎年度30コラムの増加を目標として設定しました。
		家庭教育を応援する人材の養成数 (「みえの親スマイルワーク」の進行役)	みえの親スマイルワーク養成講座に参加した市町の子育て支援センター職員やPTA会員等の数 (累計) (三重県子ども・福祉部調べ)	家庭教育を応援する体制づくりとして、これまでの取組に加え、市町等においてみえの親スマイルワークを推進していく必要があることから選定しました。	21人 (R4)	145人	これまでの実績をふまえ、みえの親スマイルワークの進行役が、毎年度25名増加することを目標として設定しました。
(8)	社会教育の推進と地域の教育力の向上	公民館等の社会教育活動として、ICTを活用した取組を行っている市町の数	公民館等での社会教育活動において、オンラインを活用した取組・講座等を行っている市町の数 (三重県教育委員会調べ)	生涯を通じて誰もがいつでもどこでも学ぶことができるよう、ICTを活用して社会教育の学びの機会を提供することが重要であることから選定しました。	10市町 (R4)	29市町	全ての市町で取組が実施されることを目標として設定しました。
(9)	文化財の保存・活用・継承	三重県内の国・県指定等文化財数	国の指定・選定・選択・登録文化財、県の指定・選択文化財の数 (累計) (三重県教育委員会調べ)	地域社会総がかりで文化財が保存・活用・継承されるようサポートを積極的に行い、市町の文化財の国・県指定・登録等を増やしていくことが大切であることから選定しました。	1,223件 (R4)	1,287件	過去5年間の国・県の指定・登録の増加平均が年間16件であることから、引き続き地域の文化財の指定・登録等にかかる支援を行い、毎年度16件ずつ増加することを目標として設定しました。

2 県立高等学校の活性化について

1 県立高等学校活性化計画

県立高等学校の活性化については、「県立高等学校活性化計画」（令和4年3月策定、期間は令和4～8年度までの5年間）に基づき、これからの時代を生きていく子どもたちに、変化を前向きにとらえ、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考え、多様な人々との協働をとおして、持続可能な社会を創っていく力を身に付けられるよう取組を進めています。

また、本計画に基づき、1学年3学級以下の高等学校がある地域では、それぞれの地域の活性化協議会において、高等学校の学びと配置のあり方について協議を進めています。

【参考】県立高等学校活性化計画（令和4年3月）

「5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方」より抜粋

- 平成29年度から地域の協力を得て取組を進めてきた3学級以下の小規模校活性化の検証結果、令和2年度に生まれた子どもたちが中学校を卒業する15年先までの中学校卒業者の減少の状況等をふまえると、これからの時代に求められる学びを提供していくには、現行の高等学校の配置を継続していくのは難しい状況にある。このため、各地域の高等学校の学びと配置のあり方について検討を進め、その中で1学年3学級以下の高等学校は統合についての協議も行うこととする。これらについては、それぞれの地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧に協議することとし、協議が必要となる地域に協議会がない場合は同様の場を設けるものとする。
- こうした検討・協議は、統合という結論ありきで協議するのではなく、地域の実情に応じ丁寧に進めることとし、その際、状況に応じて、これまで取り組んできた、地域と連携した学びや学校独自の学びについての継承、交通が不便な地域における学びの機会の提供方策、分校化や校舎制への移行などについて協議することとする。
- 1学年3学級以下の高等学校のうち、他の高等学校では担うことが難しい県内唯一の学科や学びの形態を有する高等学校は、引き続き活性化に取り組むこととする。
- 入学者が2年連続して20人に満たず、その後も増える見込みのない場合は、募集停止とすることとする。

2 各地域の活性化協議会の状況

(1) 鈴鹿亀山地域

ア 令和5年度の協議（1回開催[1月24日]）

今年度新たに協議会を設置し、15年先までの中学校卒業生数の減少の状況をふまえ、当地域において求められる学びや高校のあり方、今後協議を深めていくために必要な視点や進め方などについて協議しました。

イ 主な意見

- ・ 鈴鹿亀山地域の中学校卒業生の約4割が地域外の全日制高校へ進学しており、特に当地域に設置されていない工業科や商業科へ一定数の生徒が進学している。当地域の高校の統廃合や学級減を考える際には、他地域の職業系専門学科への進学をどう捉えるのかを議論する必要がある。
- ・ 地元の高校で専門的に学んだ生徒が、地元就職することも大切であるが、他地域の高校で学んだ生徒や県外の大学に進学した生徒が、地元に戻って働きたいと思えたり、それを実現できたりする仕組みづくりも必要である。
- ・ 当地域の小中学校には外国につながるの児童生徒が多く在籍していることから、高校においても、外国につながるの生徒を受け入れ、学びを支えていくという視点が大切である。

ウ 今後の進め方

令和10年度に中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれていることから、その対応について令和7年度までに協議会としての考え方を取りまとめます。

(2) 津地域

ア 令和5年度の協議（1回開催[2月8日]）

今年度新たに協議会を設置し、15年先までの中学校卒業生数の減少の状況をふまえて、当地域において求められる学びや高校のあり方、今後協議を深めていくために必要な視点や進め方などについて協議しました。

イ 主な意見

- ・ 津地域には、旧津市内に私立高校を含め普通科の高校が多く設置されている。中学校卒業生数が減少する中で、当地域における普通科の配置のあり方や特色化・魅力化についての議論が必要である。
- ・ 集団の中での学びに不安を抱える子どもたちが増えており、通信制高校が広く認知されるとともに進学者も増加している。子どもたちの選択肢が広がったのはよいことだが、多様な生徒の受入れという視点で、全日制高校のあり方が問われている。

ウ 今後の進め方

当地域に多く設置されている普通科のあり方や、専門学科の学びの選択肢の維持の方向性、今後の段階的な学級減への対応について協議を進めます。

(3) 伊賀地域

ア 令和5年度の協議（3回開催[7月25日、10月30日、2月26日]）

「令和元・2年度の協議のまとめ」や令和3年度以降の協議をふまえて、令和10年度ごろまでに見込まれる段階的な学級減への対応の方向性について検討し、「令和5年度伊賀地域協議会のまとめ」の策定に向けた協議を行いました。また、中学生とその保護者へのアンケートの実施方法や内容等について検討しました。

イ 主な意見

- ・ 当面は5校を維持し、子どもたちの多様なニーズにできる限り応えていくことが望ましい。一方、これ以上普通科を減らすことによる進学指導への影響や、現在ある専門学科がなくなることによる影響を危惧する。今後、統合することとなっても、現在の5校の魅力や担っている役割は何らかの形で残したい。
- ・ 今後の中学校卒業生数の減少を考えると、地域内だけで多様な選択肢を維持することが難しくなるため、生徒の地域間の移動もふまえたより広いエリアで高校の学びと配置のあり方を検討する必要があるのではないかと。
- ・ これから高校に入学する子どもたちや保護者が、進路について考える時間を十分に確保できるよう、3年前といわず少しでも早く方向性を示すべきである。

「令和5年度伊賀地域協議会のまとめ」の要点 ※年度末までに策定予定

- ・ 「専門学科のコースや総合学科の系列など多様な学びの選択肢の維持」と「普通科の一定規模の維持」を基本として対応する。
- ・ 令和7～8年度に想定される学級減に対しては、現在の5校を維持しながら対応する。
- ・ 令和10年度以降の学級減への対応については、現在の5校の再編を含めて検討し、令和7年度までに協議会としての考え方を取りまとめる

ウ 今後の進め方

「令和5年度伊賀地域協議会のまとめ」をふまえ、令和6年度中にアンケートを実施したうえで、令和10年度以降の学級減への対応について、令和7年度までに当協議会としての考え方を取りまとめます。

(4) 松阪地域

ア 令和5年度の協議（2回開催[8月23日、2月19日]）

15年先までの中学校卒業生数の減少の状況をふまえ、当地域において求められる学びや高校のあり方、今後協議を深めていくために必要な視点や進め方について協議しました。また、中学生とその保護者へのアンケートの実施方法や内容等について検討しました。

イ 主な意見

- ・ 生成AI技術の進歩など、急速に社会が変化する中で、複雑で予測が困難な時代に対応できる人材をいかに育てていくかが課題となる。
- ・ 松阪地域は、普通科、専門学科、総合学科がバランスよく配置されている。高校の配置を検討するにあたっては、近隣地域との流入・流出状況もふまえ、学びの選択肢が保たれるよう総合的に考えたい。
- ・ 学校規模に関わらず、どの高校でも学校の特色に応じたきめ細かな教育が行われているが、生徒の社会性を育むには、一定の学校規模があるほうが望ましい。

ウ 今後の進め方

令和6年度中にアンケートを実施したうえで、令和11年度までの学級減への対応の方向性について協議を進め、令和8年度を目途に協議会としての考え方を取りまとめます。

(5) 伊勢志摩地域

ア 令和5年度の協議（3回開催[9月8日、12月4日、2月28日]）

令和4年度の当協議会のまとめにある「専門学科の学びの選択肢や普通科の一定規模の維持」についてさらに協議し、「統合も含めた活性化が必要である」ことを再認識したうえで、今後検討を進めるための視点やスケジュール等について整理しました。

イ 主な意見

- ・ 伊勢志摩地域は専門学科がバランスよく配置されており、卒業生が地域の産業を支えているという現状をふまえると、専門学科は安易に削減すべきでない。
- ・ 伊勢市内には私立を含めると普通科高校が4校あることから、「普通科の一定規模の維持」を考える際には、私立高校も含めて考えるべきではないか。
- ・ 小規模校がなくなることを前提とした議論になりがちだが、地域全体の配置のあり方を考えるのであれば、伊勢市内の高校の再編から議論すべきである。
- ・ 大規模な施設・設備の整備が必要な学校を統合する場合は、予算および工期を確保するため、開校の4年前までには結論を出すことが望ましい。

ウ 今後の進め方

令和4年度のまとめや令和5年度の協議をふまえ、令和10年度に見込まれる中学校卒業生数の大幅な減少への対応について、令和7年度までに当協議会としての考え方を取りまとめます。

(6) 紀南地域

ア 令和5年度の協議（3回開催[7月21日、11月20日、3月下旬予定]）

木本高校と紀南高校を統合して新たに設置する熊野青藍高校（仮称）について、「紀南地域新高等学校ワーキング会議」や「校名選定委員会」における検討状況を共有し、新校のあり方について協議を行いました。

イ 主な意見

- ・ 令和12年度には、紀南地域の中学校卒業生数がさらに減少することが見込まれるため、地域の中学生に選んでもらえるような新校の魅力づくりを、令和7年度からの5年間で行っていく必要がある。そのためには、少人数学級の実施や新校の校舎間を移動するバスの整備など、行政からの支援も必要ではないか。
- ・ 総合学科の各系列の学び、普通科の各コースの特色、めざす卒業後の進路などについて具体化・明確化し、学科や校舎を選択する際の判断材料となる情報を早期から積極的に発信してもらいたい。

ウ 今後の進め方

引き続き、「紀南地域新高等学校ワーキング会議」における検討状況等を共有し、令和7年4月の開校に向けて意見をいただきます。

3 県立高等学校生徒募集定員の策定について

1 募集定員策定の基本的な考え方

県立高等学校募集定員については、教育の機会均等や多様な選択肢の確保等を考慮しながら、中学校卒業見込み人数、高等学校進学率、県内外への流入流出の状況、公立高校の役割分担や各地域における設置数・学校規模、中学生の進路状況や高等学校への入学状況等を勘案し、「県立高等学校活性化計画」をふまえて総合的に判断し策定しています。

募集定員総数については、公立高等学校の教育上の諸課題についての相互理解と、本県における高等学校教育の円滑な推進に資することを目的として設置した「三重県公立高等学校協議会」（以下「公立協」という。）での協議を経て策定しています。

2 募集定員策定のスケジュール

(1) 募集定員総数の策定

① 5月中旬

第1回公立協において、前年度の中学校卒業者の進路状況および県立高校と私立高校の入学状況等について検証します。

② 5月下旬

ア 5月1日に在籍する中学校3年生の生徒数をもとに、翌春の県内中学校卒業見込み人数を算出します。

イ 県内中学校卒業見込み人数に全日制計画進学率を乗じて、全日制高校進学見込み人数を算出します。

※全日制計画進学率の計算方法（令和5年度から令和7年度入学者まで）
 $(5\text{年前実績} + 4\text{年前希望} + 3\text{年前希望} + 2\text{年前希望} + 1\text{年前希望}) \div 5$

・実績：全日制高校への実績進学率

・希望：毎年12月実施の進路希望状況調査における全日制高校への進学希望者の割合

ウ 全日制高校進学見込み人数に流出入率を乗じて、県内全日制高校入学見込み人数を算出します。

※流出入率

県内の公立全日制高校への入学者数（県外からの入学者数を含む）を、県内中学校から国公立全日制高校への進学者数（県外への進学者数を含む）で割った値の5年間の平均値

③ 5月下旬から6月上旬

第2回公私協において、県内全日制高校入学見込み人数に対する県立高校と私立高校の募集定員総数について協議します。

④ 6月上旬

第2回公私協での協議をふまえ、教育委員会定例会において、県立高校の募集定員総数を審議し決定します。

⑤ 6月中旬から下旬

県立高校の募集定員総数を教育警察常任委員会に報告し、公表します。

(2) 各高校の募集定員の策定

教育委員会定例会において、各県立高校の入学定員について審議・決定し、公表します。

各高校の募集定員の公表の時期は、中学生が自らの進路について考える時間を十分にとることができるように、夏休み前の7月上旬としています。

3 令和7年度の県内全日制高校入学者の現時点での見込み

(1) 令和7年3月の県内中学校卒業見込み人数

令和5年5月1日の在籍生徒数から算出すると、前年より224人少ない15,669人と予測しています。この人数は令和6年5月1日の在籍生徒数をもとに改めて算出します。

(2) 全日制計画進学率

令和5年12月に実施した進路希望状況調査における全日制高校への進学希望者の割合は87.8%であり、これを用いて全日制計画進学率を算出すると前年より0.5ポイント低下して、88.8%となります。

(3) 流出入率

令和6年度の入学および進学者数が確定した後に改めて算出するため、ここでは前年度の策定で用いた割合(98.6%)を使用しています。

(4) 県内全日制高校入学見込み人数

$$15,669 \text{ 人} \times 88.8\% \times 98.6\% = 13,719 \text{ 人}$$

(中学校卒業見込み人数) (全日制計画進学率) (流出入率)

	令和6年3月	令和7年3月	増減
県内中学校卒業見込み人数	15,893人	15,669人	▲ 224
× 全日制計画進学率	× 89.3%	× 88.8%	▲ 0.5
全日制高校進学見込み人数	14,192人	13,914人	▲ 278
× 流出入率	× 98.6%	× 98.6%	
県内全日制高校入学見込み人数	13,993人	13,719人	▲ 274

(5) 県立高校と私立高校の募集定員総数について

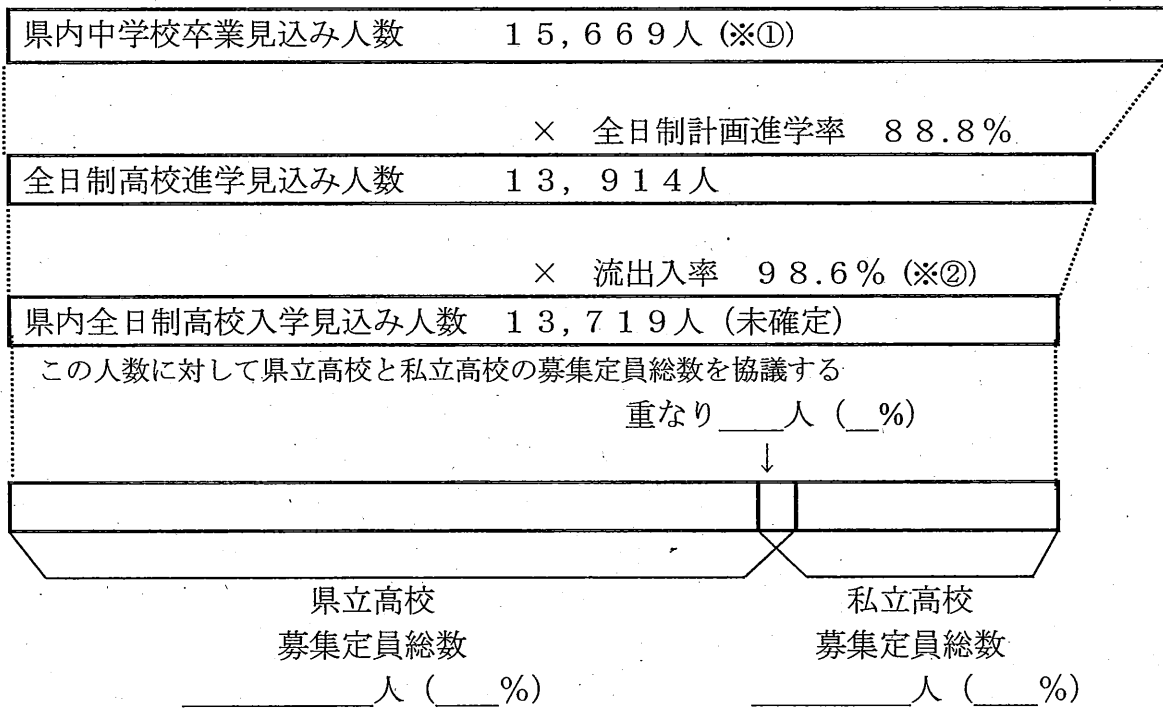
令和6年5月1日の在籍生徒数に基づいて改めて算出する県内全日制高校入学見込み人数に対して、公私協における協議を経て、県立高校と私立高校の募集定員総数を策定します。募集定員策定の協議にあたっては、令和3年3月に公私協のもとに設置した「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」が令和4年2月にまとめた「令和9年度までの募集定員の公私比率等について」(以下、「提言」という。)をふまえることとしています。

[提言の要点]

令和4年3月から令和9年3月までの5年間で、中学校卒業者数が約1,000人減少することが見込まれる中、本県の高校が次代を担う三重の子どもたちにとって魅力ある学びの場であり続けられるよう、公私が切磋琢磨して取り組むことが大切である。今後も中学生の進路保障の観点を重視し、県民の理解が得られるよう、募集定員を策定することが求められる。

- 県立高校は、県内の広域にわたり学校を設置し、普通科や専門学科、総合学科を設置するなど多様な選択を可能にしている。私立高校は、設置者独自の建学の精神に基づき、個性豊かで特色ある教育活動を、経営の安定に努めながら展開している。このように、公私で担うべき役割や特性がそれぞれあることから、公私が協調して協議を行って募集定員総数を策定し、子どもたちの選択肢の維持・充実を図る必要がある。
- 地域ごとに中学校卒業者数の増減の状況、県立高校と私立高校の設置数や学校規模、中学生の進路状況などが異なることを勘案すると、各地域の公私比率については、桑名・四日市地域、鈴鹿・津地域、伊勢地域では、県立高校がやや低く、私立高校がやや高くなるように、松阪地域、伊賀地域では、現在と大きく変わらないように策定されることが適切である。(※尾鷲・熊野地域は県立高校のみ)
- その結果、県全体の公私比率については、中学生の進路希望や進路状況などが毎年度変化することから正確に予測することは難しいものの、令和9年度には県立高校が74.0～74.5%程度、私立高校が26.0～26.5%程度となることを見込まれる。

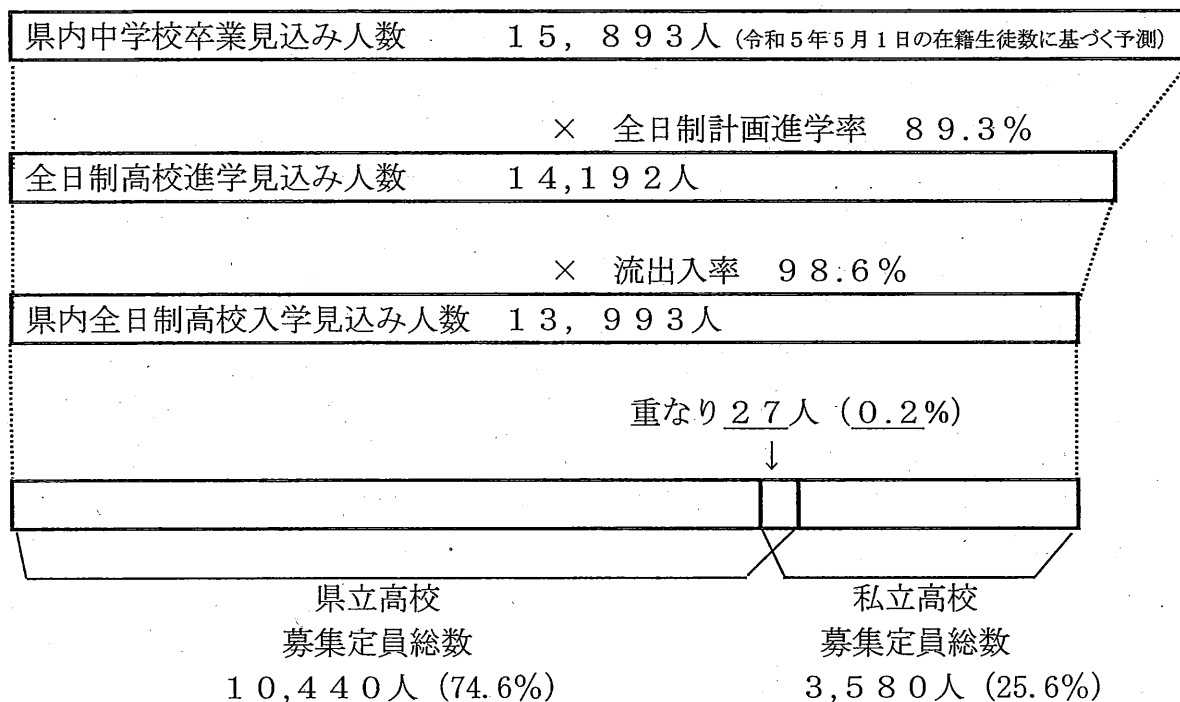
令和 7 年度の募集定員総数の策定



※① 令和 6 年 5 月 1 日の在籍生徒数に基づいて改めて算出しますが、ここでは令和 5 年 5 月 1 日の在籍生徒数で算出した数値を使用しています。

※② 令和 6 年度の入学および進学者数が確定した後に算出するため、ここでは前年度の策定で用いた値を使用しています。

令和6年度の募集定員総数の策定



【県立高校と私立高校の募集定員総数、県内全日制高校入学見込み人数に対する比率】

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	募集定員(人)	比率(%)	募集定員(人)	比率(%)	募集定員(人)	比率(%)
県立高校	10,880	75.2	10,640	75.0	10,440	74.6
私立高校	3,625	25.1	3,590	25.3	3,580	25.6

※ 県内私立高校には、青山高校、愛農学園農業高校を含んでいません。

【県立高校の学科（普通科・専門学科・総合学科）別募集定員と割合】

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	募集定員(人)	割合(%)	募集定員(人)	割合(%)	募集定員(人)	割合(%)
普通科	6,615	60.8	6,340	59.6	6,220	59.6
専門学科	3,425	31.5	3,460	32.5	3,420	32.8
総合学科	840	7.7	840	7.9	800	7.7

※ 割合(%)は、四捨五入値で表示しています。

三重県 中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

参考3

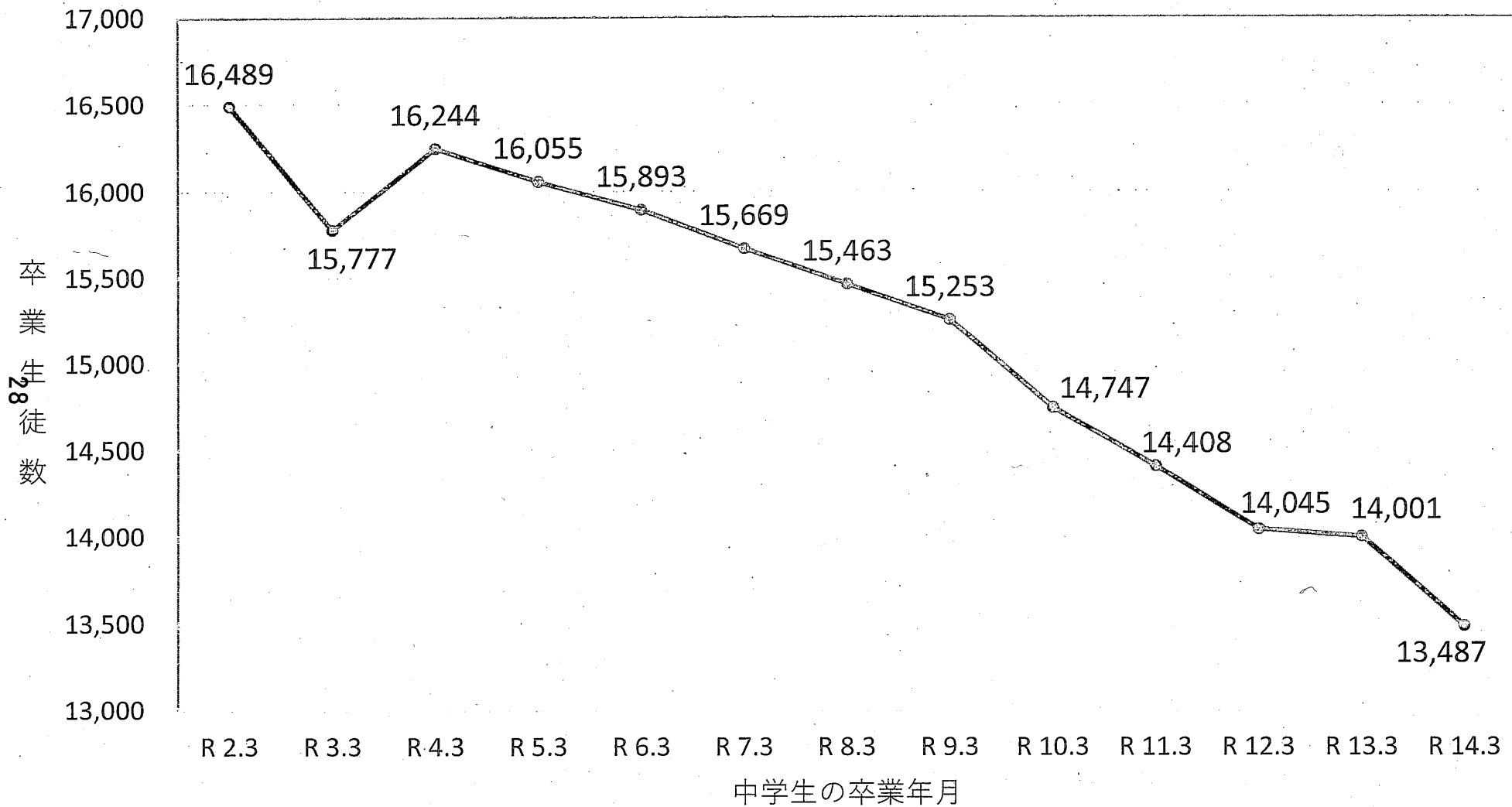
令和5年5月1日 教育政策課調べ

		R 2.3 卒業	R 3.3 卒業	R 4.3 卒業	R 5.3 卒業	R 6.3 現中3	R 7.3 現中2	R 8.3 現中1	R 9.3 現小6	R 10.3 現小5	R 11.3 現小4	R 12.3 現小3	R 13.3 現小2	R 14.3 現小1
桑名	卒業生数	1,986	1,941	1,972	1,979	1,950	1,979	1,935	1,928	1,893	1,851	1,819	1,754	1,736
	前年度対比		-45	31	7	-29	29	-44	-7	-35	-42	-32	-65	-18
	R5.3対比					-29	0	-44	-51	-86	-128	-160	-225	-243
四日市	卒業生数	3,578	3,418	3,649	3,437	3,420	3,423	3,439	3,349	3,310	3,239	3,061	3,175	3,094
	前年度対比		-160	231	-212	-17	3	16	-90	-39	-71	-178	114	-81
	R5.3対比					-17	-14	2	-88	-127	-198	-376	-262	-343
小計	卒業生数	5,564	5,359	5,621	5,416	5,370	5,402	5,374	5,277	5,203	5,090	4,880	4,929	4,830
	前年度対比		-205	262	-205	-46	32	-28	-97	-74	-113	-210	49	-99
	R5.3対比					-46	-14	-42	-139	-213	-326	-536	-487	-586
鈴鹿	卒業生数	2,416	2,259	2,409	2,221	2,415	2,264	2,254	2,215	2,098	2,109	2,099	2,038	1,906
	前年度対比		-157	150	-188	194	-151	-10	-39	-117	11	-10	-61	-132
	R5.3対比					194	43	33	-6	-123	-112	-122	-183	-315
津	卒業生数	2,686	2,586	2,520	2,655	2,636	2,524	2,527	2,465	2,429	2,374	2,323	2,288	2,261
	前年度対比		-100	-66	135	-19	-112	3	-62	-36	-55	-51	-35	-27
	R5.3対比					-19	-131	-128	-190	-226	-281	-332	-367	-394
伊賀	卒業生数	1,449	1,429	1,455	1,421	1,421	1,437	1,340	1,339	1,305	1,264	1,201	1,170	1,136
	前年度対比		-20	26	-34	0	16	-97	-1	-34	-41	-63	-31	-34
	R5.3対比					0	16	-81	-82	-116	-157	-220	-251	-285
小計	卒業生数	6,551	6,274	6,384	6,297	6,472	6,225	6,121	6,019	5,832	5,747	5,623	5,496	5,303
	前年度対比		-277	110	-87	175	-247	-104	-102	-187	-85	-124	-127	-193
	R5.3対比					175	-72	-176	-278	-465	-550	-674	-801	-994
松阪	卒業生数	1,924	1,801	1,844	1,934	1,854	1,872	1,808	1,800	1,747	1,581	1,622	1,629	1,600
	前年度対比		-123	43	90	-80	18	-64	-8	-53	-166	41	7	-29
	R5.3対比					-80	-62	-126	-134	-187	-353	-312	-305	-334
伊勢	卒業生数	1,966	1,827	1,879	1,925	1,727	1,754	1,717	1,724	1,564	1,568	1,576	1,542	1,429
	前年度対比		-139	52	46	-198	27	-37	7	-160	4	8	-34	-113
	R5.3対比					-198	-171	-208	-201	-361	-357	-349	-383	-496
尾鷲	卒業生数	228	242	248	220	211	182	197	197	157	165	140	149	137
	前年度対比		14	6	-28	-9	-29	15	0	-40	8	-25	9	-12
	R5.3対比					-9	-38	-23	-23	-63	-55	-80	-71	-83
熊野	卒業生数	256	274	268	263	259	234	246	236	244	257	204	256	188
	前年度対比		18	-6	-5	-4	-25	12	-10	8	13	-53	52	-68
	R5.3対比					-4	-29	-17	-27	-19	-6	-59	-7	-75
小計	卒業生数	4,374	4,144	4,239	4,342	4,051	4,042	3,968	3,957	3,712	3,571	3,542	3,576	3,354
	前年度対比		-230	95	103	-291	-9	-74	-11	-245	-141	-29	34	-222
	R5.3対比					-291	-300	-374	-385	-630	-771	-800	-766	-988
県内合計	卒業生数	16,489	15,777	16,244	16,055	15,893	15,669	15,463	15,253	14,747	14,408	14,045	14,001	13,487
	前年度対比		-712	467	-189	-162	-224	-206	-210	-506	-339	-363	-44	-514
	R5.3対比					-162	-386	-592	-802	-1,308	-1,647	-2,010	-2,054	-2,568

三重県中学校卒業生数の推移と予測（含社会増減）グラフ

参考 4

令和5年5月1日 教育政策課調べ



4 「三重県立学校施設長寿命化計画」改定に係る最終案及び 「第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画」最終案について

1 「三重県立学校施設長寿命化計画」改定に係る最終案について

「三重県立学校施設長寿命化計画」改定について、令和5年12月14日の常任委員会で中間案をお示ししました。あわせて、校長会など学校関係者との意見交換も実施しましたが、記載内容に変更を要する意見はなかったことから、字句修正のみを行い、別冊3のとおり最終案を取りまとめました。

2 「第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画」最終案について

「第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画」について、令和5年12月14日の常任委員会で中間案をお示ししました。あわせて、校長会など学校関係者との意見交換も実施しましたが、意見をふまえ、取組がわかりやすい記述への変更および字句修正を行い、別冊4のとおり最終案を取りまとめました。

(変更箇所)

・【4 実施箇所の選定 4-2 長寿命化改修(トイレ改修) (2)選定方針】(P.10)

変更前	また、改修に際しては、「みんなのトイレ」についても、学校からの要望に応じて設置を検討する。
変更後	また、改修に際しては、現在、性の多様性に係る対応として、多機能トイレの使用が可能となっているが、学校の意見をふまえながら、「みんなのトイレ」の設置についても検討する。

3 今後の予定

令和6年3月22日 教育委員会定例会における議決で確定

5 教員不足等への対応について

1 現状と課題

教員不足については、本県においても令和5年始業時では31名、令和5年12月1日時点では48名の教員が不足している状況であり、教育委員会として最重要課題であると考えています。

近年の特別支援学級の増加や35人学級の導入、退職者の増加により、採用者数が多い状況が続いていることから、常勤講師の多くが正規教員に合格している一方、大量退職と大量採用により年齢構成が変化したことによる産休・育休取得者の増加もあり、本県の教員不足としては、講師の不足が大きな課題となっています。

また、今年度実施した教員採用試験の受験倍率は4.3倍であり、採用予定数は確保できている状況にあるものの、受験者数は2,057名で平成6年度採用以来で最低となっていることから、教員採用試験の受験者をできる限り多く確保することが必要となっています。

【教員の不足状況】

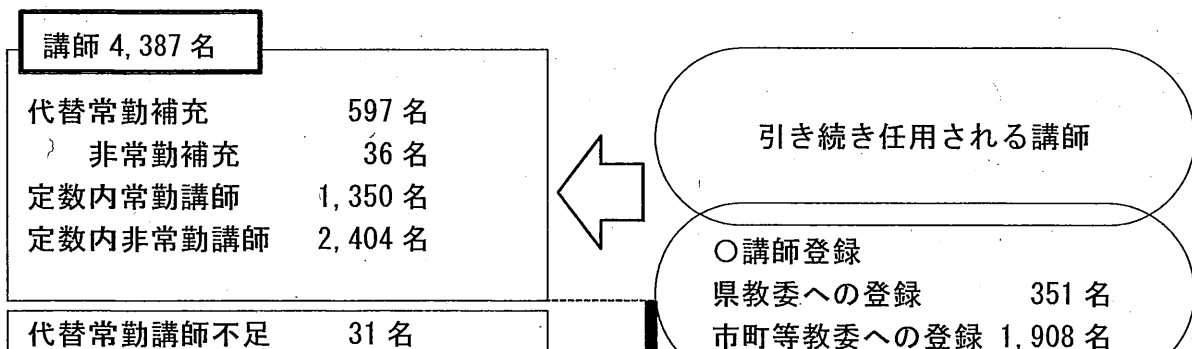
	R3		R4		R5		
	始業日	9月1日	始業日	9月1日	始業日	9月1日	12月1日
小学校	5	17	8	28	17	31	28
中学校	7	16	9	20	5	20	12
高等学校	1	0	1	0	0	2	1
特別支援学校	0	0	2	0	9	5	7
計	13	33	20	48	31	58	48

【令和5年度代替講師配置状況（常勤・非常勤別）】

	4月始業日			9月1日			12月1日		
	代替講師 必要数	常勤 補充	非常勤 補充	代替 講師 必要数	常勤 補充	非常勤 補充	代替 講師 必要数	常勤 補充	非常勤 補充
小学校	409	386	6	466	422	13	498	431	39
中学校	138	127	6	164	137	7	166	138	16
高等学校	65	52	13	82	63	17	86	65	20
特別支援学校	52	32	11	56	36	15	65	37	21
計	664	597	36	768	658	52	815	671	96

※代替講師：産休・育休・病休等の代替

【令和5年度始業日時点での講師任用の状況】



※その他（教科や地域が合わなかった者等）

2 人材確保の取組について

① 教職の魅力を伝えるガイダンスや説明会の実施

大学生を対象とした説明会や高校生を対象とした教職ガイダンスを実施し、教職の魅力や教員免許状の取得方法について周知することで、教職を志す人材の確保につなげます。

② 大学と連携した取組

教員養成を担う大学と連携し、教員確保に向けた課題を共有するとともに、大学との共同授業の実施や学生が現職教員とともに受講する研修等に取り組むことで、教職を志す人材の育成を図ります。

③ 講師等の人材確保の取組

退職教員や教員免許状を有していながら教職に就いていない人に向けた情報発信や「みえの未来の先生」相談会の実施により、人材の掘り起こしを進めるとともに、教員採用選考試験と併せた育児休業等代替任期付講師等の選考を行い、講師等の人材確保につなげます。

④ SNS等を活用した取組

教員採用のパンフレットや県のホームページ、SNSを活用して、教員採用選考試験の情報に加え、教員として求める人物像や教職の魅力を発信することで、教員志望者の確保につなげます。

⑤ 教員採用選考試験における取組

常勤講師等で前年度の第1次選考試験合格者および正規教員経験者を対象とした第1次選考試験の免除、試験の早期化、小学校教諭を希望する大学3年生等を対象とした試験の実施などにより、幅広い資質・能力や経験を備えた人材の確保につなげます。

3 教員のサポート体制について

① 専門人材、地域人材の活用

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・部活動指導員
- ・スクール・サポート・スタッフ
- ・教頭マネジメント支援員（新規）

学校マネジメント等に係る業務（教職員の勤務管理事務支援、保護者や外部との連絡調整等）を専門的に支援する教頭マネジメント支援員について、新規に配置します。

【専門人材・地域人材の状況の推移】

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
スクールカウンセラー	62,969 時間	65,640 時間	68,557 時間	74,020 時間
スクールソーシャルワーカー	13,705 時間	16,619 時間	24,624 時間	25,119 時間
部活動指導員	90 名	122 名	172 名	222 名
スクール・サポート・スタッフ	全校配置	全校配置	全校配置	全校配置

② 学校問題解決支援事業

学校だけでは解決の難しい事案に、経験豊かな学校管理職OBの活用、関係機関や専門家との連携など、外部の力を活用して取り組んでいく必要があります。そのため、国の事業を活用し、教育委員会内に支援体制を整備するとともに、学校や教員からの相談に丁寧に応じ、弁護士などの専門家につなげるなど、学校トラブルに対する支援の充実に向けて、一層の体制強化を図ります。

③ 離職防止の取組

(a) 現状

本県において、平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間で普通退職した 408 名のうち、その多くが介護や育児、県外への転出等、本人や家庭の事情で離職している一方、心身のストレスで離職した教員は 18.1%、転職した教員は 17.2% となっています。特に、心身のストレスを訴え離職する採用 1 年目の教員が、小中学校および県立学校において、令和 2 年度で 2 名、3 年度で 1 名、4 年度で 6 名となっています。

(b) 取組

初任者研修では、不安や悩みを抱える初任者が、お互いに課題を共有し、先輩教員からアドバイスを受けられる研修や、セルフケアについての研修、任意で参加できる交流会を実施しています。

初任者研修終了後も、教職 2～3 年次研修や 6 年次研修を設定し、担任経験の浅い教員の困り感に焦点を当てた選択講座や、経験年数の異なる教員と合同で行う授業実践研修を通して、若手教員がさまざまな課題に取り組んだり、自身の成長を確認したりできるようにしています。

令和 6 年度は、新規採用者のスタート支援事業として新規採用者が主体的に学べるオンデマンド教材を作成し、採用前研修で活用するとともに、校内研修指導員にも提供し、初任者研修における OJT の質を高めます。

教職の魅力発信や教員の負担軽減につながるようなサポート、働き方改革の取組を進めることで、やりがいを持って教員を続けてもらえるよう努めます。

4 働き方改革における取組

教員不足解消に向けた取組の一つとして、学校における働き方改革の推進があります。令和 5 年度の 4 月～12 月における時間外労働が月 45 時間を超える教職員の月平均人数は、小学校で 696 人、中学校で 1,156 人、県立学校で 437 人となり、令和 4 年度の同時期と比べて、小学校と県立学校は減少したものの、中学校は増加しました。新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等がなく通常の状態であった令和元年度との比較では、小学校で 52.6% 減、中学校で 30.3% 減、県立学校で 27.9% 減となっており、これまで継続してきた学校における働き方改革の取組による一定の効果はみられるものの、教職員の長時間労働が解消されるまでには至っていない状況です。

① 学校や教職員が担う業務の見直し

学校現場の教員が参加して、令和 5 年 12 月 27 日に「学校における教職員の業務仕分け作業部会」を開催し、本県における学校や教職員が担う業務を校種別に洗い出しました。

当日は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の各校種別に、業務内容の確認作業を行い、各校種や地域、学級規模によって業務内容に違いがあることなどが確認されました。

次年度以降も引き続き、学校における教職員の業務の仕分け作業を行います。学校や教職員以外で担うことが可能な業務については、県がモデル校を活用し、地域ボランティアの活用や外部への委託等の検討・検証を行い、効果的な取組については、校種や地域等の状況をふまえながら、学校への拡大を図ります。

【学校・教師が担う業務に係る「3分類」】（文部科学省資料より）

●基本的には学校以外が担うべき業務

- ・登下校に関する対応（通学時の交通指導等）
- ・放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ・学校徴収金の徴収・管理（給食費の公会計化等）
- ・地域ボランティアとの連絡調整

●学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務

- ・調査・統計等への回答等（事務職員、スクール・サポート・スタッフ等）
- ・児童生徒の休み時間における対応、校内清掃（地域ボランティア等）
- ・部活動（部活動指導員等）

●教師の業務だが負担軽減が可能な業務

- ・給食時の対応（栄養教諭との連携）
- ・授業準備、学習評価や成績処理（スクール・サポート・スタッフ等）
- ・学校行事の準備・運営（事務職員、一部外部委託）
- ・進路指導（事務職員、地域人材との連携）
- ・支援が必要な児童生徒・家庭への対応
（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）

② 全ての公立学校における統一した取組

全ての公立学校において、「定時退校日の設定」「部活動休養日の設定」「会議時間の短縮」の目標を設定して取り組むことで、総勤務時間の縮減を図ります。

③ 県教育委員会の調査や会議、研修会等の見直しおよび学校閉校日の設定

県教育委員会からの調査や会議・研修会等の見直しに加え、長期休業中に県教育委員会が主催する会議等を開催しない期間を設定し、この期間を活用して学校閉校日を設定することで、教職員の業務負担軽減および休暇取得促進を図ります。

④ 専門人材・地域人材の配置および活用

学校の実情をふまえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門人材・地域人材の配置・拡充に取り組むことにより、教職員の業務負担軽減を図ります。

⑤ ICTの活用・環境整備

統合型校務支援システムや留守番電話導入などのICT環境の整備を進めるとともに、ICTを活用した取組により、教職員の業務の効率化を図ります。

⑥ 部活動への対応

複数顧問の配置や適切な部活動数の検討、部活動指導員等の活用、中学校における休日の部活動の地域連携・地域移行を推進することで、教職員の負担軽減を図り、持続可能な部活動となるよう取り組みます。

⑦ 各学校の時間外労働削減に向けた課題解決の取組

時間外労働削減の課題は、各学校の実情により異なることから、取組シートを活用して課題や解決するための取組について検証し、効果的な取組については、事例集を活用して他校への拡大を図ります。

【時間外労働が月 45 時間を超える教職員の月平均人数（4 月～12 月）の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	1,469(20.7%)	705(10.0%)	694(9.9%)	719(10.3%)	696(10.2%)
中学校	1,659(43.9%)	912(24.1%)	971(25.6%)	1,133(29.9%)	1,156(30.4%)
県立学校	606(13.8%)	253(5.4%)	283(6.2%)	485(10.7%)	437(9.9%)

※（ ）内は各校種ごとのすべての教職員に対する割合

【時間外労働が月 45 時間を超える教職員の要因（令和5年4月～12月）】

	学校運営	学習指導	生活指導	部活動	その他
小学校	46.3%	43.6%	8.5%	—	1.6%
中学校	38.8%	23.6%	11.2%	25.5%	0.9%
県立学校	25.2%	10.6%	1.5%	60.4%	2.3%

【参考】学校・教師が担う業務に係る「3分類」（三重県の状況）

※複数回答可

小学校		342校（分校、みさとの丘学園含む）		教諭・講師		教諭・講師以外の校内職員		学校の職員以外の者	
1.基本的には学校以外が担うべき業務	①登下校に関する対応（通学時の交通指導等）	293	85.7%	125	36.5%	274	80.1%		
	②放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応	229	67.0%	96	28.1%	109	31.9%		
	③学校徴収金の徴収・管理（給食費の公会計化等）	195	57.0%	214	62.6%	62	18.1%		
	④地域ボランティアとの連絡調整	217	63.5%	187	54.7%	70	20.5%		
2.学校の業務だが必ずしも教諭が担う必要のない業務	⑤調査・統計等への回答等	273	79.8%	231	67.5%	2	0.6%		
	⑥児童生徒の休み時間における対応	334	97.7%	225	65.8%	8	2.3%		
	⑦校内清掃	321	93.9%	253	74.0%	30	8.8%		
	⑧部活動	0	-	0	-	0	-		
3.教諭の業務だが負担軽減が可能な業務	⑨給食時の対応	336	98.2%	198	57.9%	4	1.2%		
	⑩授業準備	339	99.1%	216	63.2%	41	12.0%		
	⑪学習評価や成績処理	336	98.2%	63	18.4%	2	0.6%		
	⑫学校行事の準備・運営	337	98.5%	263	76.9%	95	27.8%		
	⑬進路指導	187	54.7%	29	8.5%	6	1.8%		
	⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応	337	98.5%	233	68.1%	69	20.2%		

中学校		150校（分校、みさとの丘学園含む）		教諭・講師		教諭・講師以外の校内職員		学校の職員以外の者	
1.基本的には学校以外が担うべき業務	①登下校に関する対応（通学時の交通指導等）	134	89.3%	25	16.7%	87	58.0%		
	②放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応	116	77.3%	16	10.7%	37	24.7%		
	③学校徴収金の徴収・管理（給食費の公会計化等）	93	62.0%	79	52.7%	41	27.3%		
	④地域ボランティアとの連絡調整	87	58.0%	67	44.7%	23	15.3%		
2.学校の業務だが必ずしも教諭が担う必要のない業務	⑤調査・統計等への回答等	128	85.3%	86	57.3%	0	0.0%		
	⑥児童生徒の休み時間における対応	148	98.7%	59	39.3%	7	4.7%		
	⑦校内清掃	145	96.7%	91	60.7%	14	9.3%		
	⑧部活動	147	98.0%	25	16.7%	85	56.7%		
3.教諭の業務だが負担軽減が可能な業務	⑨給食時の対応	147	98.0%	58	38.7%	7	4.7%		
	⑩授業準備	148	98.7%	95	63.3%	18	12.0%		
	⑪学習評価や成績処理	149	99.3%	26	17.3%	2	1.3%		
	⑫学校行事の準備・運営	149	99.3%	102	68.0%	35	23.3%		
	⑬進路指導	149	99.3%	14	9.3%	3	2.0%		
	⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応	149	99.3%	93	62.0%	47	31.3%		

県立学校		85校（分校、定・通含む）		教諭・講師		教諭・講師以外の校内職員		学校の職員以外の者	
1.基本的には学校以外が担うべき業務	①登下校に関する対応（通学時の交通指導等）	72	84.7%	13	15.3%	6	7.1%		
	②放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応	69	81.2%	17	20.0%	6	7.1%		
	③学校徴収金の徴収・管理（給食費の公会計化等）	29	34.1%	70	82.4%	4	4.7%		
	④地域ボランティアとの連絡調整	53	62.4%	23	27.1%	5	5.9%		
2.学校の業務だが必ずしも教諭が担う必要のない業務	⑤調査・統計等への回答等	77	90.6%	53	62.4%	0	0.0%		
	⑥児童生徒の休み時間における対応	82	96.5%	31	36.5%	3	3.5%		
	⑦校内清掃	74	87.1%	57	67.1%	5	5.9%		
	⑧部活動	68	80.0%	8	9.4%	30	35.3%		
3.教諭の業務だが負担軽減が可能な業務	⑨給食時の対応	34	40.0%	21	24.7%	2	2.4%		
	⑩授業準備	84	98.8%	24	28.2%	6	7.1%		
	⑪学習評価や成績処理	83	97.6%	2	2.4%	0	0.0%		
	⑫学校行事の準備・運営	84	98.8%	40	47.1%	11	12.9%		
	⑬進路指導	83	97.6%	20	23.5%	22	25.9%		
	⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応	83	97.6%	28	32.9%	39	45.9%		

全体		577校（小342校+中150校+県立85校）		教諭・講師		教諭・講師以外の校内職員		学校の職員以外の者	
1.基本的には学校以外が担うべき業務	①登下校に関する対応（通学時の交通指導等）	499	86.5%	163	28.2%	367	63.6%		
	②放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応	414	71.8%	129	22.4%	152	26.3%		
	③学校徴収金の徴収・管理（給食費の公会計化等）	317	54.9%	363	62.9%	107	18.5%		
	④地域ボランティアとの連絡調整	357	61.9%	277	48.0%	98	17.0%		
2.学校の業務だが必ずしも教諭が担う必要のない業務	⑤調査・統計等への回答等	478	82.8%	370	64.1%	2	0.3%		
	⑥児童生徒の休み時間における対応	564	97.7%	315	54.6%	18	3.1%		
	⑦校内清掃	540	93.6%	401	69.5%	49	8.5%		
	⑧部活動	215	91.5%	33	14.0%	115	48.9%		
3.教諭の業務だが負担軽減が可能な業務	⑨給食時の対応	517	89.6%	277	48.0%	13	2.3%		
	⑩授業準備	571	99.0%	335	58.1%	65	11.3%		
	⑪学習評価や成績処理	568	98.4%	91	15.8%	4	0.7%		
	⑫学校行事の準備・運営	570	98.8%	405	70.2%	141	24.4%		
	⑬進路指導	419	72.6%	63	10.9%	31	5.4%		
	⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応	569	98.6%	354	61.4%	155	26.9%		

6 「県立高等学校入学者選抜」再募集における応募資格について

県立高等学校入学者選抜の再募集のあり方について、令和4年度から入学者選抜制度検討会において協議し、令和5年度はこれまでに5回開催して協議を重ねてきました。

1 再募集の応募資格

○現行の応募資格（「実施要項」より）

- ・「三重県立高等学校入学者選抜において合格した者は、志願できない。」としています。

○新たな応募資格（案）

再募集を志願できる者は次の①、②の2つの要件を満たす者とする。

- ① 三重県立高等学校の入学者選抜に合格していない者。ただし、合格していても入学辞退届を提出した者は志願できる。
- ② 県内外の国・私立の高等学校等（高等専門学校を含む）のいずれにも合格していない者。ただし、合格していても「最終の入学手続き」をしていない者は志願できる。

なお、②については、「最終の入学手続き」をしていても、以下のいずれかの要件を満たす者は、志願できる。

- ・職業学科や総合学科、体育の専門学科、芸術の専門学科・コースを志願する者
- ・やむを得ない事情があり、中学校等の校長がその事情を認める者

2 応募資格の見直しに至った経緯

- ・入学者選抜制度検討会では、再募集を受検した生徒について、受検の理由や背景、受検した際に進学先が確保されていたかどうかなど、さまざまな調査結果の検証を行い、2年間にわたり、再募集のあり方について協議を重ねてきました。
- ・令和4年度選抜および令和5年度選抜で、受検者数が募集人数を超えた4校について、再募集を受検した生徒の状況を調査した結果、「私立高校に合格している生徒」が合格し、「どこにも合格していない生徒」が再募集でも不合格となった事例がありました。
- ・再募集で不合格となった「どこにも合格していない生徒」は、私立高校を受験できない家庭の事情が背景にあるなど、教育的に不利な環境のもとにありました。

- ・検討会では、どこにも合格できなかったことを、「本人の努力不足」や「子育ては家庭の問題」等、自己の責任や家庭の責任の問題としてとらえるのではなく、家庭の経済状況が子どもの進路や学力に影響を及ぼしている「子どもの貧困問題」の事象のひとつであると考えました。
- ・誰一人取り残さない教育を推進する観点から、受検生（生徒）の立場に立ち、現行の再募集のあり方自体を見直すべきであると考えました。
- ・協議の結果、再募集は、これまでの前期選抜、後期選抜に続く、三度目の受検機会としてではなく、最後の受検機会として、高校に合格していない者が、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、高校に進学できるよう、できる限り進路を保障するための機会として位置付けることとしました。

3 新たな応募資格（案）についての補足

① 県立高校の入学辞退による再募集の応募について

- ・これまで県立高校を入学辞退して再募集を応募することはできませんでしたが、後期選抜で合格した県立高校の場合、合格者発表当日に、合格した高校に出身中学校等の校長を通して「入学辞退届」を提出することにより、再募集を志願できることとします。（前期選抜は、入学することを確約して志願することから、入学辞退はできません。）

② 「最終の入学手続き」について

- ・県内私立高校については、県立高校の合格者発表後に実施する、入学予定者招集日等に出席して行う入学手続きを、「最終の入学手続き」とします。
- ・その他（県外等）の高校等については、各高校等への入学を確約する手続きを、「最終の入学手続き」とします。

③ 職業学科や総合学科、体育、芸術の専門学科・コースについて

- ・これらの学科・コースは県内私立高校には設置されておらず、県立高校においてのみ、施設・設備、担当する教職員等、専門的に学習できる環境にあるため、「最終の入学手続き」をしていても志願できることとします。

職業学科：22校〔農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉〕8科

総合学科：7校〔いなべ総合、飯南、昴、鳥羽、あけぼの、名張、木本〕

体育・芸術の専門学科：体育〔稲生〕、応用デザイン〔飯野〕

普通科：文化教養（吹奏楽）コース〔白子〕

- * 「農業」：県内私立高校1校に設置されているが、少人数（25人）全寮制で専願募集に限られていることから、農業科を希望する者の学びを保障するため、志願できる学科に含めています。

④ やむを得ない事情がある者について

- ・経済的な事情においては、「最終の入学手続き」を行った学校における学業の継続に困難が生じることが想定されるため、次の場合については、やむを得ない事情として、中学校等の校長が了承のうえで、志願できることとします。
 - 生活保護世帯や、住民税非課税世帯、就学援助制度の対象世帯（要保護、準要保護）等、国や区市町の行政から経済的な支援を受けている場合
 - 三重県高等学校等修学奨学金の貸与が内定している、又は、世帯の所得額が貸与要件を満たす場合
 - 家計の急変により、世帯の収入額が三重県高等学校等修学奨学金（緊急採用）の貸与要件を満たす場合
- ・中学校等の校長によって判断に差が生じないように、「Q&A」集を作成する予定です。

4 適用年度

新たな応募資格（案）について、中学生や保護者、中学校教員が正しく理解できるよう、令和6・7年度の2年間で周知期間とし、令和8年3月に実施する選抜（現中学1年生が対象）から導入することとします。

5 今後の予定

新たな応募資格（案）について、3月の教育委員会で議題として提出します。

7 「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校（仮称）設置基本方針」最終案について

「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校（仮称）設置基本方針」について、夜間中学設置検討委員会で協議を重ねるとともに、パブリックコメントや教育委員会定例会での意見をふまえ、別冊5のとおり最終案をとりまとめました。

1 中間案に対する主な意見および意見をふまえた最終案への変更内容

No	主な意見	変更内容	備考
1	<p>教職員の配置について、学びの多様化学校の機能をあわせもつこともふまえ、より複雑化・多様化する生徒のニーズに対応できるものとなるよう、三重県独自の充実した配置に努めてほしい。</p> <p>また、スクールサポートスタッフ等は職員であることから、「参画」ではなく、「配置」と記述すべきである。</p>	<p>学習支援員やスクールサポートスタッフ等の職員について、「参画を得ます」から「配置します」に修正しました。</p>	パブリックコメント
2	<p>県立みえ夢学園高等学校と併設することを活かした交流について、それぞれの学校が具体的な内容を考える必要がある。</p>	<p>県立みえ夢学園高等学校とのつながりについて、「効果的な教育の機会を設ける」ことを明示しました。</p>	パブリックコメント
3	<p>多くの教職員が夜間中学の運営や教育方針について理解できるよう、研修の機会を増やす必要がある。</p>	<p>県内の教職員を対象とした研修について、夜間中学での研修に限定せず、さまざまな機会での研修が含まれるよう、記述を修正しました。</p>	パブリックコメント
4	<p>学校だけでなく、保護者や地域の方々も学校運営に参画することを強調する必要がある。</p>	<p>保護者や地域の方々の学校運営への参画を得ることを明示しました。</p>	教育委員会定例会
5		<p>県立夜間中学が令和7年4月の開校をめざして設置することが分かるよう、追記しました。</p>	事務局による追記

2 今後の予定

令和6年3月22日 教育委員会定例会（議決）

3 今後の取組

- ①学齢期の不登校生徒も受け入れることができるよう、「学びの多様化学校」の指定を文部科学省へ申請します。
- ②多様なニーズに対応できる学習内容や学び方について検討します。
- ③教職員の配置に向けた準備や教職員の勤務条件等について整理します。
- ④生徒募集に向けて広報活動や入学説明会等を実施します。
- ⑤分校や分教室の設置について検討します。

パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間

令和5年12月15日～令和6年1月15日

(2) 意見内容

①意見数

31人(団体)の方々から、69件の意見をいただきました。

②項目別意見件数

項 目			意見数
I 全国における公立夜間中学の設置状況について			0
II 三重県における取組状況について			0
III 三重県立夜間中学の設置に係る基本構想(めざす姿)			0
IV 三重県立夜間中学のめざす姿の実現に向けた学校設置の枠組み			69
IV-1	芽生える	1 学びの機会の確保	(37)
IV-1	芽生える	4 ICTの活用	(2)
IV-1	芽生える	5 多文化共生のための環境づくり	(1)
IV-1	芽生える	6 身体的・経済的不安への対応	(11)
IV-1	芽生える	7 教育相談体制の充実	(12)
IV-3	広がる	1 人とのつながり	(2)
IV-3	広がる	3 未来とのつながり	(1)
IV-4	円滑な学校運営のために	1 教職員の働きやすさの確保	(2)
IV-4	円滑な学校運営のために	4 県内の教職員へ理念の普及	(1)

③意見への対応状況

対応区分	件数
①意見や提案内容を反映させていただくもの	11
②意見や提案内容がすでに反映されているもの	38
③今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	19
④反映または参考にさせていただくことが難しいもの	0
⑤その他(①～④に該当しないもの)	1
合計	69

「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校（仮称）設置基本方針」
中間案から最終案への変更内容

P	項目	中間案	最終案	備考
8	Ⅱ－1 三重県における県立夜間中学設置に向けた検討状況	県立夜間中学を設置する方針を表明しました。	県立夜間中学を令和7年4月の開校をめざして設置する方針を表明しました。	追記
14	Ⅳ－1 芽生える 1 学びの機会の確保 【教職員】	学習支援員やスクールサポートスタッフ等の参画を得ます。	学習支援員やスクールサポートスタッフ等を配置します。	修正 (パブリックコメント)
19	Ⅳ－3 広がる 1 人とのつながり	県立みえ夢学園高等学校と併設することを活かし、授業や学校行事において交流したり、オンラインを通じて他の夜間中学等と交流したりする機会を設けます。	県立みえ夢学園高等学校と併設することを活かして授業や学校行事において交流したり、オンラインを通じて他の夜間中学等と交流したりするなど、効果的な教育の機会を設けます。	修正 (パブリックコメント)
20	Ⅳ－4 円滑な学校運営のために 2 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	継続的に学校の運営状況を確認・改善するとともに、学校・家庭・地域が連携し、双方向の地域学校協働活動に取り組みます。	継続的に学校の運営状況を確認・改善するとともに、保護者や地域の方々の学校運営への参画を得ながら、学校と家庭・地域による双方向の地域学校協働活動に取り組みます。	修正 (教育委員会定例会)
20	Ⅳ－4 円滑な学校運営のために 4 県内の教職員へ理念の普及	県内の教職員に対して、県立夜間中学での研修機会を提供するなど、夜間中学の理念の普及や教員の資質の向上に努めます。	県内の教職員に対して、県立夜間中学の取組に関する研修機会を提供するなど、夜間中学の理念の普及や教員の資質の向上に努めます。	修正 (パブリックコメント)

8 「三重県人権教育基本方針」改定に係る最終案について

「三重県人権教育基本方針」の改定に係る中間案に対するパブリックコメントおよび関係機関等への意見聴取等を実施し、別冊6のとおり最終案を取りまとめました。

1 中間案からの主な変更点

中間案に対していただいた意見をふまえ、変更した主な箇所は以下のとおりです。

項目	意見	変更内容
I 考え方	本県の人権教育基本方針であることから、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を前面に出して記述すべき。	「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が施行されたことに加え、「I 基本的な考え方」の最終段落にさらに「差別解消条例」を追記します。 (別冊 P3⑦)
I 考え方	子どもの権利や最善の利益について記載する案が示されているが、「子どもの権利利益の擁護」「子どもの意見表明」など、さらにふみこんだ表現とすることを検討してほしい。	「IV 人権教育推進方策」の人権感覚あふれる学校づくりの中に、「意見表明や参加する権利などの子どもの権利」を保障する取組を進める旨、追記します。 (別冊 P5⑯)
II 目的	身につける知識として、人間が生まれながらに誰もが具体的な権利を有していることを明記してほしい。	「人権の意義や重要性」から「人権の普遍的な価値や自分自身が有する権利」に修正します。 (別冊 P3⑩)
III 人権問題	国はハンセン病問題を解決すべき重要な人権課題として取組を強化している。このことをふまえて、「ハンセン病問題」を個別的な人権問題として明記すべき。	「患者の人権に係る問題」の箇所に「HIV 感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等」を追記します。 (別冊 P4⑫)
IV 推進方策	人権感覚あふれる学校づくりの箇所にインクルージョンの視点について記述してほしい。	多様な子どもたちの存在や価値観を尊重し、包摂する学校をつくることについて、新たに追記します。 (別冊 P5⑯)
VI 附則	方針に基づく取組を進めるための指針となる資料が学校には必要不可欠なので、「附則」に明記するよう検討してほしい。	新たに「2」を設け、取組の参考となる資料を作成する旨、追記します。 (別冊 P8㉓)

2 最終案作成の経緯

(1) パブリックコメント

令和5年10月6日から11月5日まで、中間案に対するパブリックコメントを実施し、52人(団体)から107件の意見をいただきました。

項目	意見数
全体に関する意見	4
I 基本的な考え方	38
II 人権教育の目的	9
III 個別的な人権問題に対する取組	11
IV 人権教育推進方策	34
V 教育関係者の取組	11
VI 附則	0

対応区分	意見数
①最終案に意見や提案内容を反映するもの	35
②意見や提案内容が既に反映されているもの	18
③意見や提案内容を今後の取組の参考にするもの	31
④反映または参考にすることが難しいもの	19
⑤その他(①～④に該当しないもの)	4

(2) 関係機関、関係団体等への意見聴取、有識者による監修

中間案作成時に意見照会を行った市町等教育委員会、県立校長会、小中校長会、三重県教職員組合から意見を聴取するとともに、人権教育・人権啓発に関わる団体等に意見照会を行いました。また、大阪教育大学 森実名誉教授に監修を依頼し、意見を伺いました。

3 第三次改定のポイント

- ・ 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の制定をふまえ、差別をなくし、自他の人権を守るための実践行動ができる力を育成する人権教育の目的を明確にするための修正を行います。
- ・ 自己実現に関わる内容を人権教育の目的に追記し、取組目標に新たに子どもたちの自尊感情を高めることを記述します。
- ・ 三重県人権施策基本方針の改定案をふまえ、「ひきこもり」を、教育として取り組むべき人権問題の1つに新たに位置づけます。
- ・ 多様な子どもたちを包摂し、学ぶ権利や意見の表明、参加する権利等の子どもの権利を保障することについて追記します。
- ・ 現行の三重県人権教育基本方針を継承することを基本に、令和3年度に行った教職員意識調査の結果等もふまえて、これまでの取組を継承・発展させるため必要な修正を行います。

4 今後の予定

- ・ 令和6年3月に、改定した「三重県人権教育基本方針」をホームページで公開します。
- ・ 改定した「三重県人権教育基本方針」のリーフレットを作成し、令和6年4月に、各市町等教育委員会や学校等に配付します。

9 能登半島地震支援に関する三重県災害時学校支援チームの派遣について

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の支援として、三重県は石川県輪島市をカウンターパートとして総合的に支援を行っています。輪島市内では学校現場においても甚大な被害が発生し、市内全ての小中学校、県立高校で通常の授業が実施できない状況が続いています。

このため、三重県教育委員会では、災害時の学校運営に関する研修等を受講した教職員により構成する「三重県災害時学校支援チーム」を輪島市の学校に派遣し、学校の早期再開に向けた支援を行っています。

※三重県災害時学校支援チーム

災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職員を育成し、県内外の大規模災害時に被災した学校の早期再開を支援するチームとして、令和3年1月15日に発足。現在の隊員数は83名。

【隊員の所属内訳】

小学校44名、中学校15名、県立高校8名、県立特別支援学校8名、
県教委7名、市教委1名

※サポート隊員の募集

輪島市での支援活動が長期化することを見据えて、隊員とともに支援活動に取り組む「サポート隊員」を公立小中学校及び県立学校の教職員を対象に募集し、51名から応募。

【サポート隊員の所属内訳】

小学校12名、中学校14名、県立高校19名、県立特別支援学校6名

1 輪島市への派遣状況

(1) 先遣隊の派遣

令和6年1月10日～11日

三重県教育委員会事務局職員2名を輪島市に派遣。輪島市教育委員会、輪島市内の学校を訪問し、被災状況や支援ニーズ等の情報収集を行いました。

(2) 本隊の派遣

①派遣方針

- ・ 隊員3名で派遣チーム隊を編成。(第1次のみ、現地の受入体制を調整するため5名体制で派遣)
- ・ 第7次隊からは「隊員2名+サポート隊員1名」でチーム編成
- ・ 各隊の派遣期間は1週間
- ・ 現地で前の隊から引継ぎを受けて活動

②派遣実績

	日 程	派遣人数
第1次	1月19日～1月26日	5名
第2次	1月25日～1月31日	3名
第3次	1月30日～2月 5日	3名
第4次	2月 4日～2月10日	3名
第5次	2月 9日～2月15日	3名
第6次	2月14日～2月20日	3名
第7次	2月19日～2月25日	3名
第8次	2月24日～3月 1日	3名
第9次	2月29日～3月 6日	3名
第10次	3月 5日～3月11日	3名

合計 32 名

【派遣者（隊員、サポート隊員）の所属内訳】

小学校：17名 中学校：6名 県立高校：4名
 県立特別支援学校：1名 県教委：4名

③現地での活動状況

- ・ 輪島市教育委員会からの要請を受けて、輪島市門前地区で活動
- ・ 門前地区の各学校長および教職員と意見交換しながら、門前東小学校で支援活動を実施
- ・ 門前地区にある石川県立門前高校からも支援要請があり、同校においても支援活動を実施

門前地区の小中学校の状況

* 地区内にある学校

小学校 2 校：門前東小学校、門前西小学校

中学校 1 校：門前中学校

* 門前地区の学校再開状況

- ・ 輪島市では、市内を3つの地区に分けて、地区内に1箇所ずつ児童生徒が通う場所を設定し、準備が整った地区から順次、児童生徒の受け入れを開始
- ・ 門前地区においては、1月24日から門前東小学校の校舎に、2小学校、1中学校の児童生徒が登校して、学校活動を再開
- ・ 2月13日からは給食（炊き出し、弁当配布）が始まり、午後の学校活動も再開
- ・ 2月26日からは、門前中学校の校舎で学校再開

【主な活動内容】

輪島市教育委員会や石川県教育委員会と随時意見交換を行いながら、支援ニーズをふまえて臨機応変に支援活動を実施

* 学校再開に向けた事前準備段階での活動内容

- ・校内の整備、片付け（倒れたロッカーや書庫・金庫などの整理、書類や図書などの片付け・整理等）
- ・教室の準備（受入人数に応じて学習場所の検討、室内の間仕切り、机や椅子の高さ調整、学習教材の準備等）
- ・オンライン授業を実施するための通信環境の整備
- ・校内での過ごし方、生活ルールの作成
- ・児童生徒用仮設トイレの設置、トイレ使用ルールの作成
- ・児童生徒の健康チェックの実施方法の検討 等

* 学校が再開した後の活動内容

- ・登下校時の交通指導
- ・現地教員による授業の支援、オンライン授業のサポート
- ・児童生徒の心のケアに向けた取組（心のケア授業のサポート、保護者向けの心のケアの留意点などをまとめた通信の作成、児童生徒から相談を受ける体制づくり等）
- ・特別支援学級の児童の支援
- ・現地教員の代替で授業実施（体育等） 等

* その他の活動内容

- ・学校事務の支援（教科書再給与冊数調査、不足学用品の調査や調達、児童生徒の転校手続き等）
- ・教職員の災害見舞金請求事務等の支援 等

【現地の児童生徒や教職員の状況】

- ・複数の学校が集まったの活動再開のため、「自分の学校ではない学校への登校」、「他校の児童との合同授業」、「初めて会う他校の先生の授業」など、新しい環境に戸惑いながら学校生活を過ごしている。
- ・施設の一部が引き続き避難所として利用されており、体育館や運動場も利用できず、教室か廊下しか過ごす場所がない。
- ・体育の授業も避難者に配慮して声を抑えて実施するなど、厳しい学習環境が続いている。
- ・教職員も十分に準備ができないまま授業に臨むなど、試行錯誤の学校運営を行っている。

2. 今後の取組

(1) 今後の隊員派遣について

輪島市教育委員会からは、通常どおりの学校活動が再開できる見通しが立たない状況に加え、今後は卒業式や入学式等の行事対応も必要なことから、引き続き、三重県災害時学校支援チーム派遣の要請を受けています。

三重県教育委員会では、今後も輪島市教育委員会や石川県教育委員会との連携を密にしながら、第11次隊以降の派遣を検討し、当面の間、輪島市での支援活動を継続していきます。

(2) 今後の三重県内での取組について

今回の派遣は、チームが発足して初めての被災地派遣となりました。現地で活動した隊員からは、被災した学校での支援活動を通じて、多くの気づきや学びを得ることができたとの声が寄せられています。

また、三重県教育委員会としても、災害発生時の初動対応や、迅速に隊員を派遣する体制など、さまざまな経験を積む機会となりました。

* 派遣隊員から届いた声（抜粋）

- ・ 災害発生した場合、学校がどのような状況になるか、どのような対応に迫られるかを知ることができた
- ・ 学校を再開するまでの課題や取組が分かった
- ・ 災害発生に備えて、学校として事前にどのような備えをする必要があるかなどを学んだ

今回の派遣を通じて得られた気づきや学び、経験について、三重県の学校関係者で共有し、南海トラフ地震に向けた防災対策や、防災教育に活かしていくことが重要です。

今後は、輪島市の学校の被災状況、学校再開までの課題や取組、事前対策の必要性など、派遣隊員が気づいたことや学んだことを取りまとめ、学校関係者に紹介する機会を設けて、各学校の南海トラフ地震等に備えた防災対策の見直しなどに活かすとともに、児童生徒に被災地の状況を伝えるなど、防災教育にも活かしていきます。

また、今後、大規模災害が発生した時に、三重県災害時学校支援チームが迅速に支援活動を展開できるよう、今回の派遣体制や支援内容を検証し、チームの強化に取り組んでいきます。

10 審議会等の審議状況について（令和5年11月22日～令和6年2月18日）

1 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	第3回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	令和5年12月13日
3 委員	会長 小林 慶太郎 副会長 松浦 直己 委員 石川 正浩 他9名（うち出席者12名）
4 諮問事項	・「三重県教育ビジョン（仮称）」中間案（修正版）について
5 調査審議結果	<p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・副題について、主語が子どもたちであるなど、学校が子どもたちの主体的な学びをサポートするというこれからの学校教育の方向性と合っていると感じる。 ・一部の特別支援学校では施設の狭隘化が進む中、現在、在籍する子どもたちに対する取組が重要である。 ・いじめの加害者への対応にあたっては、支援するという視点が必要ではないか。 ・学校や教職員の担う業務が複雑化・多様化する中、地域の力を活用しながら教職員の業務負担を軽減することが大切である。 ・ICTを活用して諸課題を解決する取組として、学習履歴などの教育データの利活用について記述してはどうか。
6 備考	次回開催予定：令和6年2月6日（開催済み）

2 三重県文化財保護審議会

1 審議会等の名称	第2回三重県文化財保護審議会
2 開催年月日	令和5年12月18日
3 委員	会 長 岡野 友彦 副会長 森 誠一 委 員 黒田 龍二 他15名 (うち出席者15名)
4 諮問事項	令和5年度三重県指定文化財の指定に関する審議および答申について
5 調査審議結果	<p>県教育委員会が諮問した三重県指定文化財の指定候補1件について、審議の結果、諮問どおり答申されました。</p> <p>・指定の答申が行われたもの 【有形文化財 1件】 (建造物) <small>じょうろくじ</small> 丈六寺の <small>ごりんとう</small> 五輪塔 1基</p>
6 備考	次回開催予定：令和6年7月頃

3 三重県障害児就学指導委員会

1 審議会等の名称	令和5年度三重県障害児就学指導委員会
2 開催年月日	令和6年1月19日
3 委員	委員長 松浦 直己 副委員長 増田 佐和子 委員 赤尾 時寛 他11名 (うち出席者13名)
4 諮問事項	令和6年度の県立特別支援学校就学予定者の障がいの実態等の調査および学校指定に係る審議について
5 調査審議結果	市町等教育委員会から県立特別支援学校への就学が適切であると判定を受けた幼児・児童・生徒の障がいの種別、程度、観察・相談調書および学校指定に関して審議しました。 審議の結果をもとに、三重県教育委員会に対して、160名の幼児・児童・生徒の学校指定に関する建議がありました。
6 備考	次回開催予定：令和7年1月中旬

4 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	第4回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	令和6年2月6日
3 委員	会 長 小林 慶太郎 副会長 松浦 直己 委 員 石川 正浩 他9名（うち出席者8名）
4 諮問事項	・「三重県教育ビジョン（仮称）」最終案について
5 調査審議結果	<p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの目線に立つことなど、教育ビジョンに示される重要なメッセージが県全体に伝わるようにすることが大切。 ・家庭や企業の役割について理解が進むよう、わかりやすく周知を図ってほしい。 ・地域住民が学校運営に参画することは、学校だけでなく地域にもよい影響を与える。 ・いじめは、学校の中だけでなく学校の外でも起こるため、子どもに関わる大人たちがいじめを防止するための目線を持つことが大切である。 ・教員をめざす高校生や大学生に教育ビジョンを周知できるとよいのではないか。
6 備考	次回開催予定：未定

5 三重県地方産業教育審議会

1 審議会等の名称	第2回三重県地方産業教育審議会
2 開催年月日	令和6年2月13日
3 委員)	会長 松岡 美江子 副会長 中村 佳子 委員 磯部 由香 他7名 (うち出席者9名)
4 諮問事項	「職業教育の充実・発展のための推進計画」の取組状況について
5 調査審議結果	<p>「職業教育の充実・発展のための推進計画」の取組状況について審議を行いました。</p> <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターンシップは重要だと考えている。インターンシップ等を体験した生徒の割合が増加しているので、目標の100%をめざして取り組んでほしい。 ・ 全国レベルのコンテスト等で優秀な成績を収めた生徒が、その取組の過程や経験を後輩に伝えるような機会があるとよい。 ・ 起業しようとする人が年々増加しており、起業家マインドの醸成に力を入れるとよい。 ・ 生成AIの活用については、目的と目標を明確にし、生徒が実際に活用する場面を設けるとともに、生徒が自分自身で活用方法を考えることが重要である。高校生の力だけでどこまで出来るのか、チャレンジしてほしい。 ・ 「職業教育の充実・発展のための推進計画」には、各専門分野で「成功と失敗を繰り返しながらも果敢に挑戦する」とある。失敗から学ぶという土壌を作してほしい。
6 備考	次回開催予定：令和7年2月頃